

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日

2024年11月2日



太陽財形株投 太陽一般財形 30

追加型投信／国内／資産複合

■この目論見書により行う「太陽財形株投 太陽一般財形 30」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年11月1日に関東財務局長に提出しており、2024年11月2日にその効力が生じております。

■「太陽財形株投 太陽一般財形 30」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】**0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメント0ne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第1 【ファンドの状況】	4
第2 【管理及び運営】	40
第3 【ファンドの経理状況】	46
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	97
第三部 【委託会社等の情報】	99
第1 【委託会社等の概況】	99
約款	128

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

太陽財形株投 太陽一般財形 30

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

(イ) 追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

(ロ) 当初元本は1口当たり1円です。

(ハ) アセットマネジメントOne株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

※ ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

(イ) 発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

※「取得申込受付日」とは、一定の日（毎月10日、20日および月末（休日の場合はその直前の営業日）から5営業日目）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ) 基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネットホームページ

<https://www.am-one.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1,000円以上1円単位です。

※販売会社や申込形態によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2024年11月2日から2025年5月2日までです。

※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所（販売会社）については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

インターネットホームページ

<https://www.am-one.co.jp/>

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、お勤め先の事務局を通じて申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金

ありません。

(ロ) 日本以外の地域における発行

ありません。

(ハ) 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信／国内／資産複合に属し、主として国内外の公社債およびわが国の株式に実質的に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をはかることを目的として、安定運用を行います。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券			
一般	年6回（隔月）	欧州	
公債			
社債	年12回	アジア	ファミリーファンド
その他債券	（毎月）	オセアニア	
クレジット属性			
()	日々	中南米	
不動産投信	その他()	アフリカ	
その他資産		中近東（中東）	
(投資信託証券（資産複合（株式 一般、 債券 一般））（資産配分固定型）)		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
資産複合			
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性区分の定義

その他資産 (投資信託証券（資産複合 (株式 一般、債券 一 般)) (資産配分固定 型))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に複数資産（株式 一般、債券 一般）に投資を行います。資産配分固定型とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（資産複合）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

b. ファンドの特色

1 「太陽財形株投 太陽一般財形 30」は、財形貯蓄制度をご利用いただく勤労者のみなさまのためのファンドです。

- ご購入は毎月、給与からの天引きで行います。
- ご購入時、換金時とも手数料はかかりません。
- 財形貯蓄制度をご利用の方は、持ち家取得などについて財形融資を受けられる特典があります。

●財形貯蓄制度について

「財形貯蓄」とは、勤労者財産形成促進法に基づいて設けられた貯蓄制度です。この法律は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。この法律において、いわゆる「財形資産形成のための措置」として、勤労者財産形成貯蓄(一般財形)、勤労者財産形成住宅貯蓄(住宅財形)、勤労者財産形成年金貯蓄(年金財形)の制度が設けられています。

2 太陽財形公社債 マザーファンドおよびニュー トピックス インデックス マザーファンドに投資し、安定した収益の確保と売買益の獲得をはかります。

- 当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。
- 株式の実質組入比率は、投資信託財産の純資産総額の30%を限度とし、原則として常時相当程度の実質組入比率を維持します。

マザーファンドの運用方針

- 太陽財形公社債 マザーファンドは、国内外の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。
- ニュー トピックス インデックス マザーファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に採用されている(または採用予定の)銘柄を主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

●東証株価指数（T O P I X）とは

東証株価指数（T O P I X）とは、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

- ①東証株価指数（T O P I X）の指数値および東証株価指数（T O P I X）にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（T O P I X）に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数（T O P I X）にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有しています。
- ②J P Xは、東証株価指数（T O P I X）の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（T O P I X）の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（T O P I X）にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③J P Xは、東証株価指数（T O P I X）の指数値および東証株価指数（T O P I X）にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数（T O P I X）の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④J P Xは、東証株価指数（T O P I X）の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、東証株価指数（T O P I X）の指数値の

算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

⑤本件商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。

⑥JPXは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。

⑦JPXは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）の指標値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。

⑧以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

■ 分配方針

原則として、年1回(毎年2月1日。1日および2日のいずれかが休業日の場合は、1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち1日に最も近い日。)の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

◆分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定いたします。

◆留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

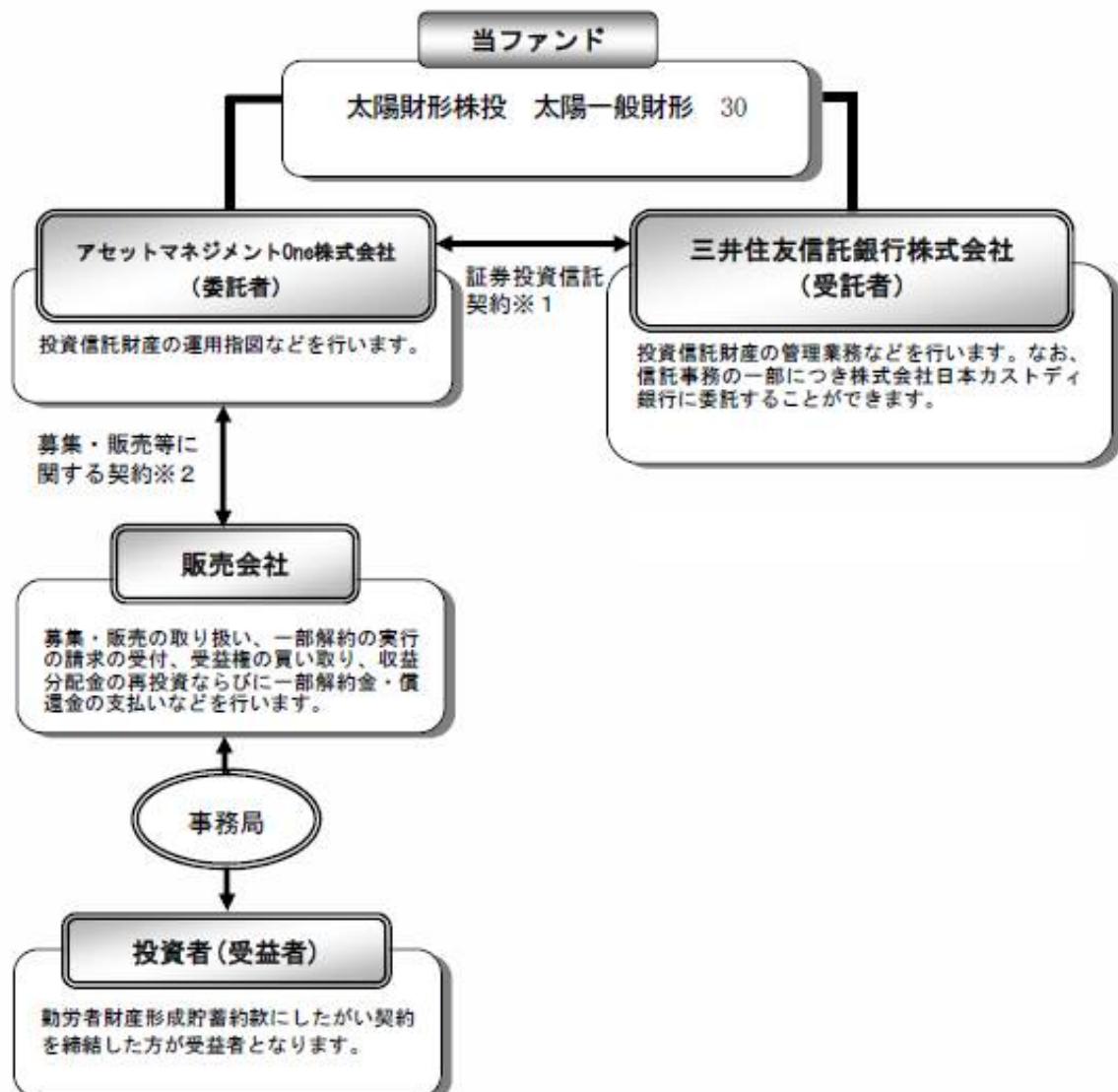
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

1994年2月4日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2014年9月24日	主要投資対象のうち、「太陽財形株式 マザーファンド受益証券」を「ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券」に変更する約款変更の届出
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

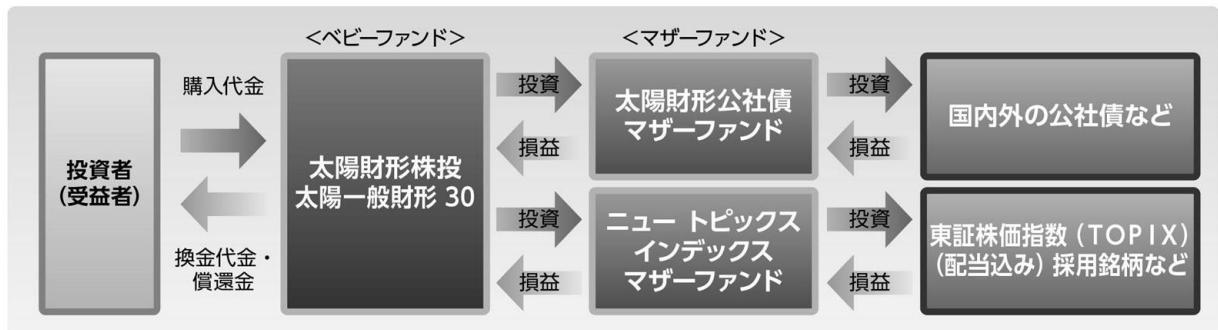
委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド（当ファンド）で国内外の公社債およびわが国の株式などを直接組み入れる場合があります。

b. 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年8月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIA Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2024年8月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率

株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番 5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をはかることを目的として、安定運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

太陽財形公社債 マザーファンド受益証券およびニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 主として、太陽財形公社債 マザーファンド受益証券およびニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券への投資により、安定した収益の確保と売買益の獲得をはかります。
- ② ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を投資信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。
- ③ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ④ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

マザーファンドの運用方針 太陽財形公社債 マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

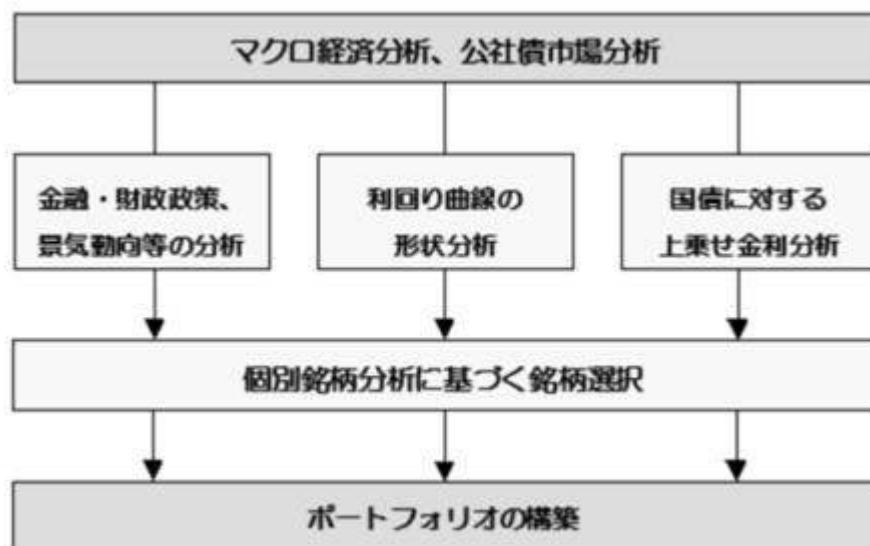
- ① 内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざします。
- ② 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- ③ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

運用プロセス

太陽財形公社債 マザーファンドは、以下のプロセスによりわが国の公社債への投資を行います。



1. 当ファンドにおける運用は、マクロ経済分析、公社債市場分析、個別企業の信用リスク分析などを基に行われます。

2. 各種の分析を元にポートフォリオの残存期間、債券種別構成、投資銘柄の分散度合いをそれぞれ決定します。
3. 以上のプロセスにより、当ファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。個別銘柄の選択にあたっては、割高・割安の分析に加え、信用リスク・流動性リスクを十分に勘案します。

※運用プロセスは2024年8月30日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

ニュー トピックス インデックス マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（T O P I X）（配当込み）に連動する投資成果をめざした運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数（T O P I X）（配当込み）に採用されている（または採用予定の）銘柄を投資対象とします。

(2) 投資態度

① 投資成果を東証株価指数（T O P I X）（配当込み）の動きにできるだけ連動させるため、原則として東証株価指数（T O P I X）（配当込み）における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい、約200銘柄以上の株式に分散投資を行います。

② 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として東証株価指数（T O P I X）（配当込み）における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら、当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい売買を行います。

③ 株式の組入比率は、高位を保ちます。

④ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

⑤ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

⑥ 株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 外貨建資産への投資は行いません。

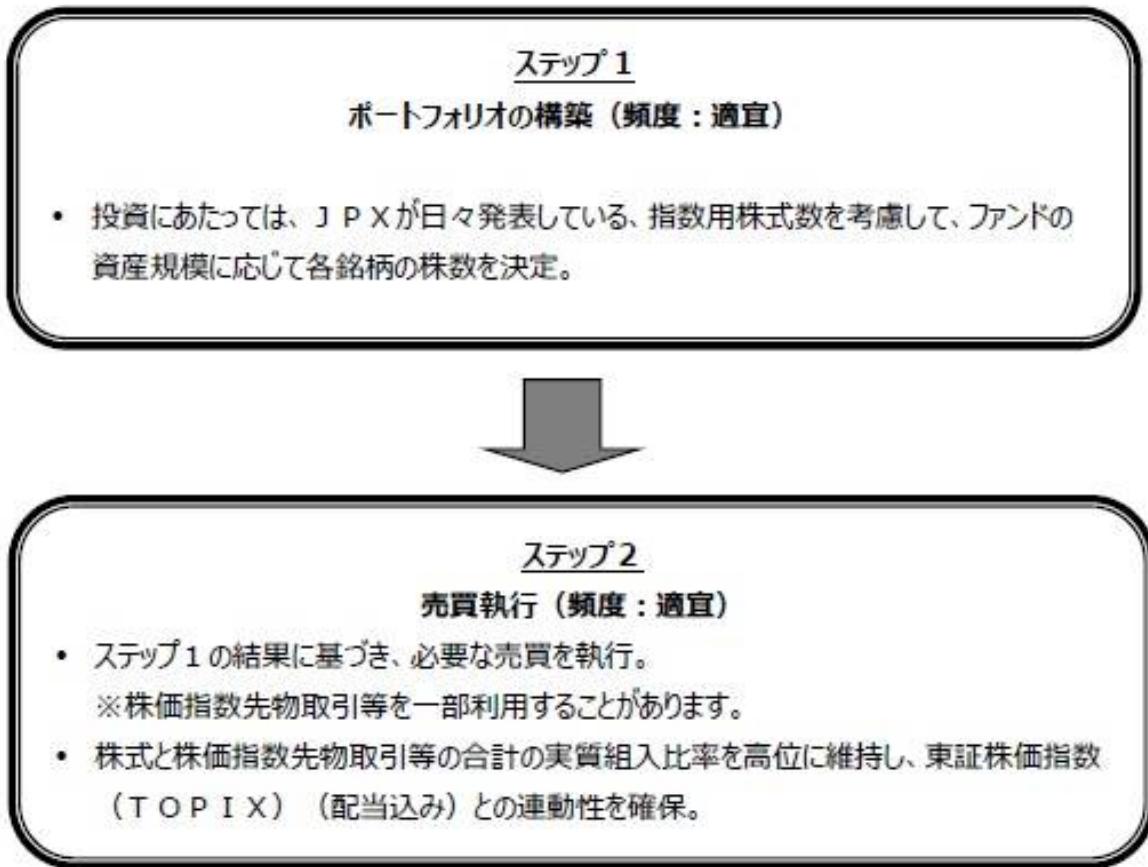
④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

運用プロセス

ニュー トピックス インデックス マザーファンドは、以下のプロセスにより「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」に連動する投資成果をめざした運用を行います。



なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することができます。

※運用プロセスは2024年11月2日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

a. 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、第1号から第2号までのアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第3号から第15号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものまたは外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものにより運用することの指図ができます。

1. 太陽財形公社債 マザーファンド（以下「公社債ファンド」といいます。）受益証券
2. ニュー トピックス インデックス マザーファンド（以下「株式ファンド」といいます。）受益証券
3. 株券または新株引受権証書
4. 国債証券
5. 地方債証券
6. 特別の法律により法人の発行する債券
7. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第4号から第8号までの証券または証書の性質を有するもの
10. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第3号の証券または証書を以下「株式」といい、第4号から第7号までの証券および第9号の証券のうち第4号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

b. 先物

(イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付

債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

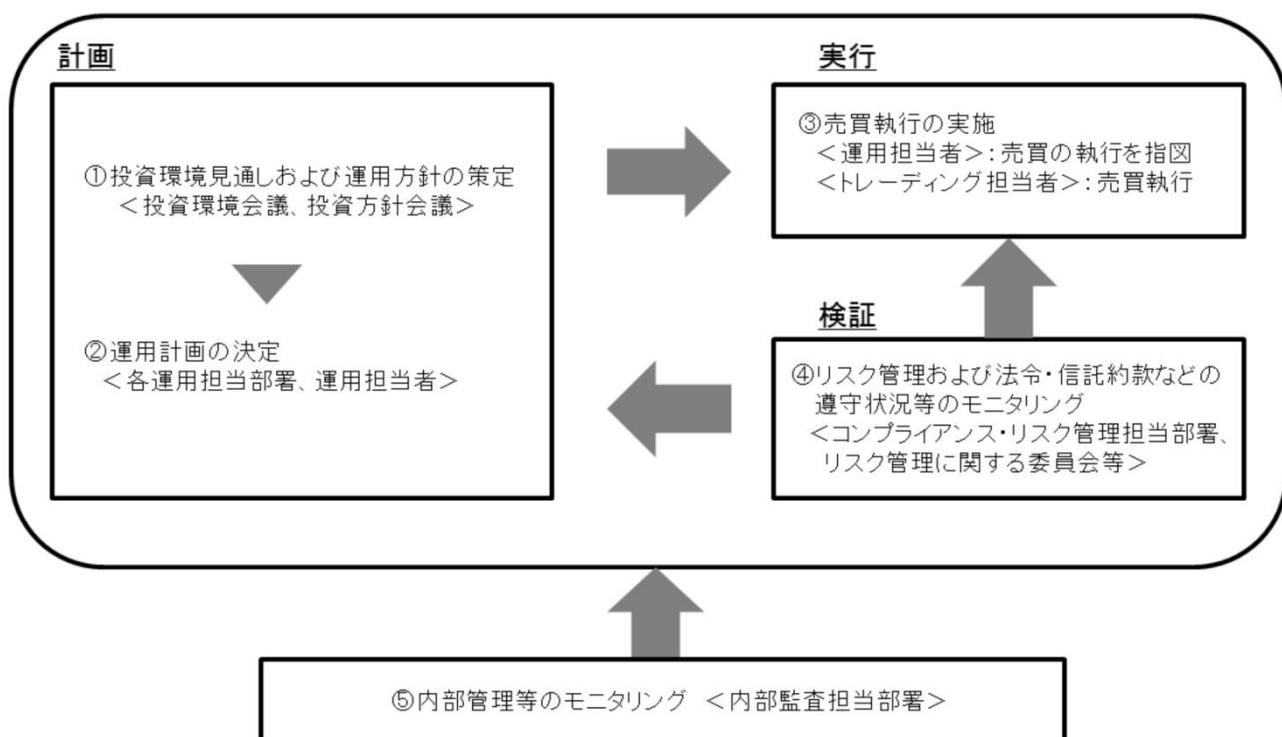
c. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と株式ファンドおよび公社債ファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年8月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配は年1回、原則として、2月1日（1日および2日のいずれかが休業日の場合は、1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち1日に最も近い日。）の決算時に、以下の方針に基づき収益の分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2. 分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定します。
 3. 留保収益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利息等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 每計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

（5）【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. マザーファンドへの投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式ファンド受益証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 株式等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券と株式ファンド受益証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンド受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

c. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券と株式ファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と株式ファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と株式ファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と公社債ファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額と公社債ファンドの投資信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

f. 投資する株式等の範囲

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

g. 投資する公社債の範囲

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金および償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

h. 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

i . 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1 . 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2 . 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記 (イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

j . 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

k . 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジの為、外国為替の売買の予約を指図することができます。

l . 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1 . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。

2 . 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3 . 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

(ハ) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

m. 受託者の自己または利害関係人との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(ロ) 上記 (イ) の取り扱いは、約款に定める範囲内の委託者の指図による取引についても同様とします。

n . デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

o . 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3 【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a. 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式を主要投資対象の一つとして、マザーファンドを通じてまたは直接組み入れているため、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 金利変動リスク

金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって影響を受けます。そのため、投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱し、資産価格や通貨価値が大きく変動することがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g. 他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドと同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

h. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

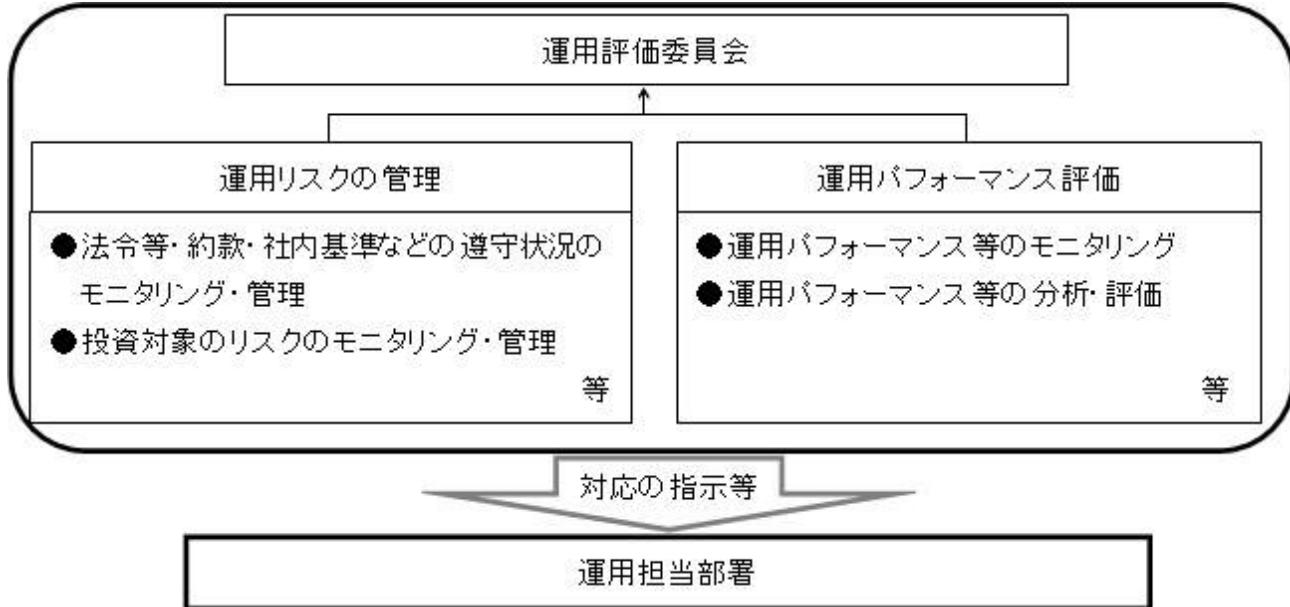
- (イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受け付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- (ハ) 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

- (ニ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ホ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ヘ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てるために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ト) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (チ) 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- (リ) 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

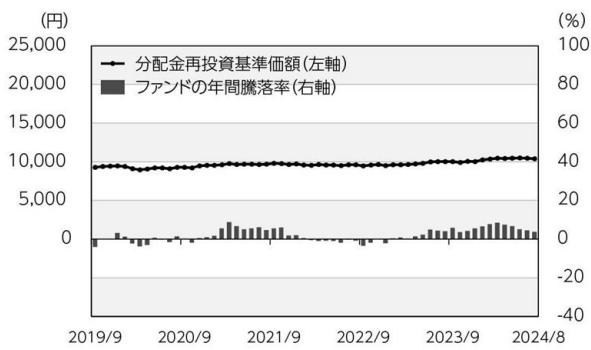


・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年8月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

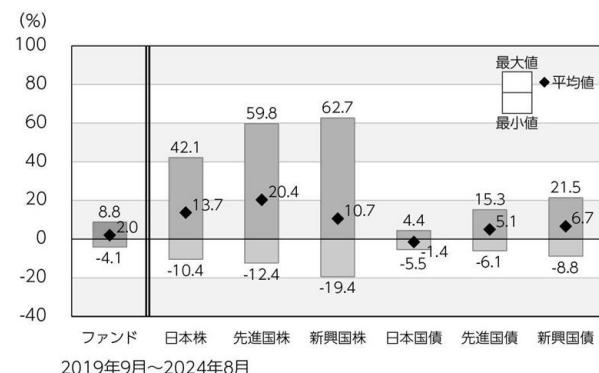
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の中価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合收益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.595%（税抜1.45%）以内

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともにファンドから支払われます。

2024年11月1日現在は、年率1.595%（税抜1.45%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.32%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率1.05%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.08%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

監査報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産中から支払われます。

b. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

c. 「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税上の取扱い

①収益分配金・一部解約金・償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

※買取請求による換金の際の課税については、各企業・団体の事務局にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となりま

す。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

…(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.60%	1.60%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年2月2日～2024年2月1日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

2024年8月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	41,559,301	96.17
内 日本	41,559,301	96.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,654,492	3.83
純資産総額	43,213,793	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

太陽財形公社債 マザーファンド

2024年8月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	6,988,730	11.07
内 日本	6,988,730	11.07
地方債証券	31,897,277	50.54
内 日本	31,897,277	50.54
特殊債券	10,009,078	15.86
内 日本	10,009,078	15.86
社債券	4,998,194	7.92
内 日本	4,998,194	7.92
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	9,221,146	14.61
純資産総額	63,114,425	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

ニュー トピックス インデックス マザーファンド

2024年8月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	1,526,010,700	95.89
内 日本	1,526,010,700	95.89
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	65,339,974	4.11
純資産総額	1,591,350,674	100.00

その他資産の投資状況

2024年8月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引（買建）	54,310,000	3.41
内 日本	54,310,000	3.41

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2024年8月30日現在

順	銘柄名	種類	数量	簿価単価	評価単価	利率	投資

位	発行体の国/地域			簿価金額 (円)	評価金額 (円)	(%) 償還日	比率 (%)
1	太陽財形公社債 マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	25,646,997	1,1520 29,545,346	1,1520 29,545,340	— —	68.37
2	ニュー トピックス インデックス マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	2,938,189	3.7878 11,129,450	4.0889 12,013,961	— —	27.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年8月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	96.17
合計	96.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

太陽財形公社債 マザーファンド

2024年8月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	28回 政保日本政策投資銀行社債 日本	特殊債券	10,000,000	100.09 10,009,078	100.09 10,009,078	0.45 2025/3/13	15.86
2	26年度3回 広島県公募公債 日本	地方債証券	10,000,000	100.03 10,003,444	100.03 10,003,444	0.55 2024/9/25	15.85
3	212回 神奈川県公募公債 日本	地方債証券	8,400,000	100.14 8,412,592	100.14 8,412,592	0.42 2025/3/19	13.33
4	26年度10回 愛知県公募公債 日本	地方債証券	8,000,000	100.04 8,003,456	100.04 8,003,456	0.588 2024/9/30	12.68
5	449回 利付国庫債券 (2年) 日本	国債証券	5,000,000	99.87 4,993,910	99.87 4,993,910	0.005 2025/6/1	7.91
6	27年度3回 新潟県公募公債 日本	地方債証券	5,000,000	99.89 4,994,650	99.54 4,977,000	0.12 2026/3/25	7.89
7	402回 中国電力社債 日本	社債券	4,000,000	100.01 4,000,637	100.01 4,000,637	0.25 2024/10/25	6.34
8	456回 利付国庫債券 (2年) 日本	国債証券	2,000,000	100.07 2,001,520	99.74 1,994,820	0.1 2026/1/1	3.16
9	70回 三菱UFJリース社債	社債券	1,000,000	99.75	99.75	0.2	1.58

	日本			997,557	997,557	2025/7/30	
10	31回1号 宮城県公募公債 10年 日本	地方債証券	500,000	100.64 503,225	100.15 500,785	0.515 2025/9/29	0.79

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年8月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	11.07
地方債証券	50.54
特殊債券	15.86
社債券	7.92
合計	85.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

ニュー トピックス インデックス マザーファンド

2024年8月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	21,900	2,896.77 63,439,355	2,759.50 60,433,050	— —	3.80
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	2,900	14,421.75 41,823,083	14,200.00 41,180,000	— —	2.59
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	24,800	1,307.96 32,437,453	1,528.00 37,894,400	— —	2.38
4	日立製作所 日本	株式 電気機器	10,000	2,242.53 22,425,311	3,572.00 35,720,000	— —	2.24
5	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	3,100	6,418.58 19,897,619	9,047.00 28,045,700	— —	1.76
6	キーエンス 日本	株式 電気機器	400	66,970.00 26,788,000	69,610.00 27,844,000	— —	1.75
7	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	2,900	7,426.27 21,536,198	9,550.00 27,695,000	— —	1.74
8	三菱商事 日本	株式 卸売業	8,400	2,541.68 21,350,194	3,013.00 25,309,200	— —	1.59
9	信越化学工業 日本	株式 化学	3,700	5,802.24 21,468,307	6,422.00 23,761,400	— —	1.49
10	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	900	27,066.06 24,359,462	25,805.00 23,224,500	— —	1.46
11	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	3,000	6,618.48 19,855,455	7,706.00 23,118,000	— —	1.45

12	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	4,000	3,915.84 15,663,361	5,506.00 22,024,000	—	1.38
13	第一三共 日本	株式 医薬品	3,600	4,598.54 16,554,766	6,108.00 21,988,800	—	1.38
14	三井物産 日本	株式 卸売業	6,600	2,991.18 19,741,846	3,123.00 20,611,800	—	1.30
15	任天堂 日本	株式 その他製品	2,600	8,042.04 20,909,315	7,902.00 20,545,200	—	1.29
16	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	123,300	178.25 21,978,632	155.70 19,197,810	—	1.21
17	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	2,000	6,607.46 13,214,938	8,405.00 16,810,000	—	1.06
18	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	5,500	2,595.86 14,277,234	3,009.00 16,549,500	—	1.04
19	HOYA 日本	株式 精密機器	800	18,085.00 14,468,000	20,595.00 16,476,000	—	1.04
20	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	3,700	4,309.34 15,944,578	4,333.00 16,032,100	—	1.01
21	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	9,700	1,581.08 15,336,508	1,588.00 15,403,600	—	0.97
22	KDDI 日本	株式 情報・通信業	3,100	4,833.03 14,982,403	4,911.00 15,224,100	—	0.96
23	三菱重工業 日本	株式 機械	7,300	954.93 6,971,000	1,942.50 14,180,250	—	0.89
24	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	6,700	1,884.24 12,624,434	2,038.00 13,654,600	—	0.86
25	三菱電機 日本	株式 電気機器	4,600	2,192.65 10,086,221	2,441.00 11,228,600	—	0.71
26	村田製作所 日本	株式 電気機器	3,700	2,971.45 10,994,368	3,033.00 11,222,100	—	0.71
27	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	2,500	3,843.01 9,607,533	4,203.00 10,507,500	—	0.66
28	富士通 日本	株式 電気機器	3,800	2,108.70 8,013,081	2,677.50 10,174,500	—	0.64
29	キヤノン 日本	株式 電気機器	2,000	3,794.51 7,589,020	5,017.00 10,034,000	—	0.63
30	中外製薬 日本	株式 医薬品	1,300	5,887.00 7,653,100	7,384.00 9,599,200	—	0.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年8月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	95.89

合計

95.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2024年8月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	16.97
銀行業		7.47
輸送用機器		7.40
情報・通信業		7.01
卸売業		7.01
化学		5.38
医薬品		5.03
機械		4.98
サービス業		4.48
小売業		4.09
保険業		3.11
食料品		3.01
その他製品		2.38
精密機器		2.37
陸運業		2.19
建設業		2.05
不動産業		1.90
電気・ガス業		1.39
その他金融業		1.14
証券、商品先物取引業		0.85
海運業		0.78
鉄鋼		0.76
非鉄金属		0.74
ガラス・土石製品		0.62
ゴム製品		0.56
石油・石炭製品		0.53
金属製品		0.47
空運業		0.36
繊維製品		0.32
鉱業		0.27
パルプ・紙		0.13
倉庫・運輸関連業		0.10
水産・農林業		0.08
合計		95.89

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

太陽財形公社債 マザーファンド

該当事項はありません。

ニュー トピックス インデックス マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

太陽財形公社債 マザーファンド

該当事項はありません。

ニュー トピックス インデックス マザーファンド

2024年8月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	T O P I X 先物 0 6 0 9 月	買建	2	48,705,660	54,310,000	3.41

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2024年8月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第21計算期間末 (2015年 2月 2日)	38	38	0.9041	0.9046
第22計算期間末 (2016年 2月 1日)	39	39	0.9106	0.9111
第23計算期間末 (2017年 2月 1日)	42	42	0.9178	0.9183
第24計算期間末 (2018年 2月 1日)	41	41	0.9599	0.9604
第25計算期間末 (2019年 2月 4日)	38	38	0.9122	0.9127
第26計算期間末 (2020年2月3日)	39	39	0.9185	0.9190
第27計算期間末 (2021年2月1日)	41	41	0.9380	0.9385
第28計算期間末 (2022年2月1日)	43	43	0.9389	0.9394
第29計算期間末 (2023年2月1日)	45	45	0.9406	0.9411
第30計算期間末 (2024年2月1日)	43	43	0.9995	1.0000
2023年8月末日	43	—	0.9801	—
9月末日	43	—	0.9803	—
10月末日	42	—	0.9707	—
11月末日	43	—	0.9839	—

12月末日	43	—	0.9822	—
2024年1月末日	43	—	1.0019	—
2月末日	43	—	1.0138	—
3月末日	43	—	1.0252	—
4月末日	43	—	1.0213	—
5月末日	43	—	1.0231	—
6月末日	43	—	1.0260	—
7月末日	43	—	1.0238	—
8月末日	43	—	1.0153	—

②【分配の推移】

		1口当たりの分配金（円）
第21計算期間		0.0005
第22計算期間		0.0005
第23計算期間		0.0005
第24計算期間		0.0005
第25計算期間		0.0005
第26計算期間		0.0005
第27計算期間		0.0005
第28計算期間		0.0005
第29計算期間		0.0005
第30計算期間		0.0005
2024年2月2日～2024年8月1日		—

③【収益率の推移】

		収益率（%）
第21計算期間		2.9
第22計算期間		0.8
第23計算期間		0.8
第24計算期間		4.6
第25計算期間		△4.9
第26計算期間		0.7
第27計算期間		2.2
第28計算期間		0.1
第29計算期間		0.2
第30計算期間		6.3
2024年2月2日～2024年8月1日		1.5

(注) 収益率は期間騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第21計算期間	4,886,377	13,261,929
第22計算期間	4,402,640	3,089,454
第23計算期間	4,790,878	2,244,793
第24計算期間	4,254,344	7,461,417
第25計算期間	3,836,447	4,462,300
第26計算期間	3,941,211	3,700,314
第27計算期間	3,787,524	2,668,773
第28計算期間	3,617,443	1,474,281

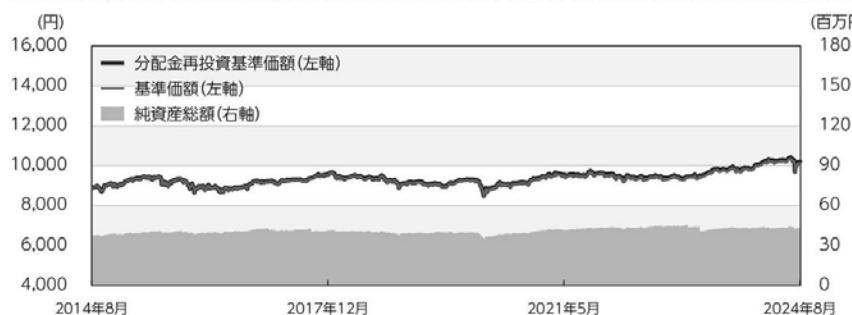
第29計算期間	3,821,351	1,584,806
第30計算期間	3,361,863	8,302,993
2024年2月2日～ 2024年8月1日	1,135,145	1,565,717

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

《参考情報》

データの基準日:2024年8月30日

基準価額・純資産の推移 (2014年8月29日～2024年8月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

(設定日:1994年2月4日)

分配の推移(税引前)

2020年 2月	5円
2021年 2月	5円
2022年 2月	5円
2023年 2月	5円
2024年 2月	5円
直近10年間累計	50円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	太陽財形公社債 マザーファンド	68.37
2	ニュー トピックス インデックス マザーファンド	27.80

■太陽財形公社債 マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内訳は、国/地域を表します。

資産の状況

組入銘柄

資産の種類	比率(%)	順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
国債証券	11.07	1	28回 政保日本政策投資銀行社債	特殊債券	日本	0.45	2025/3/13	15.86
内 日本	11.07	2	26年度3回 広島県公募公債	地方債証券	日本	0.55	2024/9/25	15.85
地方債証券	50.54	3	212回 神奈川県公募公債	地方債証券	日本	0.42	2025/3/19	13.33
内 日本	50.54	4	26年度10回 愛知県公募公債	地方債証券	日本	0.588	2024/9/30	12.68
特殊債券	15.86	5	449回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.005	2025/6/1	7.91
内 日本	15.86	6	27年度3回 新潟県公募公債	地方債証券	日本	0.12	2026/3/25	7.89
社債券	7.92	7	402回 中国電力社債	社債券	日本	0.25	2024/10/25	6.34
内 日本	7.92	8	456回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2026/1/1	3.16
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	14.61	9	70回 三菱UFJリース社債	社債券	日本	0.2	2025/7/30	1.58
合計(純資産総額)	100.00	10	31回1号 宮城県公募公債 10年	地方債証券	日本	0.515	2025/9/29	0.79

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

■ニュー トピックス インデックス マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

資産の種類	比率(%)
株式	95.89
内 日本	95.89
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4.11
合計(純資産総額)	100.00

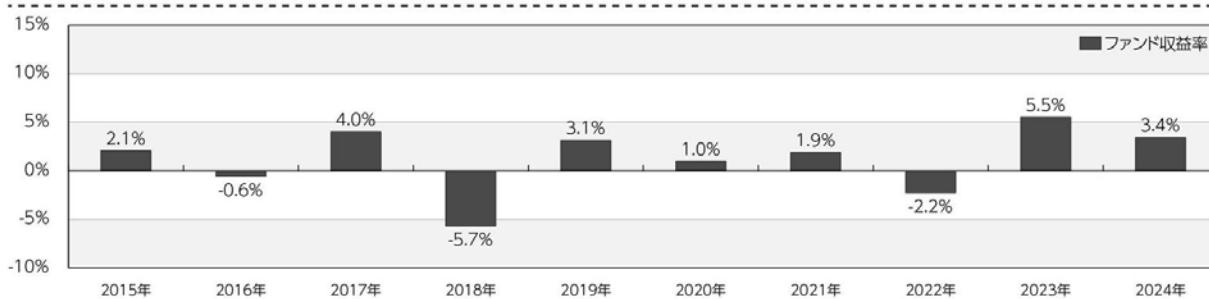
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	3.41

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	16.97
2	銀行業	7.47
3	輸送用機器	7.40
4	情報・通信業	7.01
5	卸売業	7.01

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、事務局を通じて受益権を1,000円以上1円単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

※販売会社や申込形態によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、事務局を通じて販売会社に取引口座を開設のうえ、申し込みを行います。

(ロ) 取得申込者は、販売会社との間で「勤労者財産形成貯蓄約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ハ) お買い付けは、原則として事務局を通じて給与天引きにより、一定の日（毎月10日、20日および月末（休日の場合はその直前の営業日）から5営業日目）に行います。

2【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）

※基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ（<https://www.am-one.co.jp/>）または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

(ト) 上記（ヘ）により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ニ）の規定に準じ計算された価額とします。

b. 受益権の買い取り

- (イ) 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買い取ります。
- (ロ) 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買い取りに関して当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

＜買取請求時の税相当額＞

買取請求時に一定の条件を満たしていない場合、買取請求時の手取額は、対象となる基準価額から、当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

なお、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

- (ハ) 買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

- (ニ) 販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買い取りを中止することができます。

- (ホ) 上記(ニ)により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行つた当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして上記(ロ)の規定に準じて計算された額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

<https://www.am-one.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における取引所の最終相場
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとします。ただし、2月1日および2月2日のいずれかが休業日のとき、2月1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち2月1日に最も近い日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対

して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第48条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第53条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(二) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、下記「e. 公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

e. 公告

委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

g. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記（イ）における株式会社日本カストディ銀行に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務

2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

c. 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期計算期間（2023年2月2日から2024年2月1日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月5日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている太陽財形株投 太陽一般財形 30の2023年2月2日から2024年2月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽財形株投 太陽一般財形 30の2024年2月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間に、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれおりません。

1 【財務諸表】

【太陽財形株投 太陽一般財形 30】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第29期 2023年2月1日現在	第30期 2024年2月1日現在
資産の部		
流动資産		
コール・ローン	1, 687, 377	2, 244, 467
親投資信託受益証券	44, 142, 952	41, 478, 065
流动資産合計	45, 830, 329	43, 722, 532
資産合計	45, 830, 329	43, 722, 532
负债の部		
流动負債		
未払収益分配金	24, 158	21, 687
未払受託者報酬	19, 723	19, 098
未払委託者報酬	338, 549	327, 791
その他未払費用	368	192
流动負債合計	382, 798	368, 768
负债合計	382, 798	368, 768
純資産の部		
元本等		
元本	48, 317, 119	43, 375, 989
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△2, 869, 588	△22, 225
（分配準備積立金）	1, 808, 680	3, 704, 462
元本等合計	45, 447, 531	43, 353, 764
純資産合計	45, 447, 531	43, 353, 764
负债純資産合計	45, 830, 329	43, 722, 532

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第29期 自 至 2022年2月2日 2023年2月1日	第30期 自 至 2023年2月2日 2024年2月1日
営業収益		
有価証券売買等損益	815,432	3,285,113
営業収益合計	815,432	3,285,113
営業費用		
支払利息	271	310
受託者報酬	38,584	37,629
委託者報酬	662,052	645,846
その他費用	587	433
営業費用合計	701,494	684,218
営業利益又は営業損失（△）	113,938	2,600,895
経常利益又は経常損失（△）	113,938	2,600,895
当期純利益又は当期純損失（△）	113,938	2,600,895
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,589	127,639
期首剩余金又は期首次損金（△）	△2,814,198	△2,869,588
剩余金増加額又は欠損金減少額	96,860	489,300
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	96,860	489,300
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剩余金減少額又は欠損金増加額	243,619	93,506
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	243,619	93,506
分配金	24,158	21,687
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△2,869,588	△22,225

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第30期 自 2023年2月2日 至 2024年2月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第29期 2023年2月1日現在	第30期 2024年2月1日現在
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	46,080,574円 3,821,351円 1,584,806円	48,317,119円 3,361,863円 8,302,993円
2. 受益権の総数	48,317,119口	43,375,989口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っております、その差額は2,869,588円であります。	純資産額が元本総額を下回っております、その差額は22,225円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第29期 自 2022年2月2日 至 2023年2月1日	第30期 自 2023年2月2日 至 2024年2月1日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,942,875円）及び分配準備積立金（1,832,838円）より分配対象収益は6,775,713円（1万口当たり1,402.34円）であり、うち24,158円（1万口当たり5円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（2,221,634円）、信託約款に規定される収益調整金（4,556,573円）及び分配準備積立金（1,504,515円）より分配対象収益は8,282,722円（1万口当たり1,909.51円）であり、うち21,687円（1万口当たり5円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第29期 自 2022年2月2日 至 2023年2月1日	第30期 自 2023年2月2日 至 2024年2月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有	同左

	<p>価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制		

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第29期 2023年2月1日現在	第30期 2024年2月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第29期 2023年2月1日現在	第30期 2024年2月1日現在
	当期の 損益に含まれた	当期の 損益に含まれた

	評価差額（円）	評価差額（円）
親投資信託受益証券	815,988	2,874,797
合計	815,988	2,874,797

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第29期 2023年2月1日現在	第30期 2024年2月1日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9406円 (9,406円)	0.9995円 (9,995円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年2月1日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	太陽財形公社債 マザーファンド	25,646,997	29,545,340	
	ニュー トピックス インデックス マザーファンド	3,166,439	11,932,725	
親投資信託受益証券 合計		28,813,436	41,478,065	
合計			41,478,065	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「太陽財形公社債 マザーファンド」受益証券及び「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

太陽財形公社債 マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年2月1日現在

資産の部	
流动資産	
コール・ローン	26,698,316
国債証券	2,001,520
地方債証券	23,960,755
社債券	12,005,913
未収利息	35,825
前払費用	8,189
流动資産合計	64,710,518
資産合計	64,710,518
負債の部	
流动負債	
流动負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	56,173,140
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	8,537,378
元本等合計	64,710,518
純資産合計	64,710,518
負債純資産合計	64,710,518

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年2月2日 至 2024年2月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年2月1日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	55, 183, 556円
同期中追加設定元本額	6, 137, 156円
同期中一部解約元本額	5, 147, 572円
元本の内訳	
ファンド名	
太陽財形株投 太陽一般財形 30	25, 646, 997円
太陽財形株投 太陽一般財形 50	27, 043, 562円
太陽財形株投 太陽年金・住宅財形 30	3, 482, 581円
計	56, 173, 140円
2. 受益権の総数	56, 173, 140口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年2月2日 至 2024年2月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理体制の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年2月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。

	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。
	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年2月1日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	△300
地方債証券	△13,711
社債券	2,970
合計	△11,041

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年2月1日現在
1口当たり純資産額 (1000口当たり純資産額)	1,152円 (1,152円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年2月1日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	456回 利付国庫債券(2年)	2,000,000	2,001,520	
国債証券 合計		2,000,000	2,001,520	
地方債証券	31回1号 宮城県公募公債10年	500,000	503,225	
	212回 神奈川県公募公債	8,400,000	8,431,584	
	26年度3回 広島県公募公債	10,000,000	10,031,296	
	27年度3回 新潟県公募公債	5,000,000	4,994,650	

地方債証券 合計		23,900,000	23,960,755	
社債券	196回 オリックス社債	3,000,000	3,000,444	
	70回 三菱UFJリース社債	1,000,000	997,990	
	509回 東北電力社債	4,000,000	4,001,885	
	4回 東京電力パワーグリッド社債	2,000,000	2,003,585	
	24回 東京電力パワーグリッド社債	2,000,000	2,002,009	
社債券 合計		12,000,000	12,005,913	
合計			37,968,188	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ニュー トピックス インデックス マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2024年2月1日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	60,721,991
株式	1,552,554,350
派生商品評価勘定	1,969,340
未収配当金	2,167,400
差入委託証拠金	2,488,275
流動資産合計	1,619,901,356
資産合計	1,619,901,356
負債の部	
流動負債	
前受金	2,430,000
未払解約金	9,000,000
流動負債合計	11,430,000
負債合計	11,430,000
純資産の部	
元本等	
元本	426,815,063
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,181,656,293
元本等合計	1,608,471,356
純資産合計	1,608,471,356
負債純資産合計	1,619,901,356

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年2月2日 至 2024年2月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年2月1日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	574, 452, 472円
同期中追加設定元本額	34, 683, 079円
同期中一部解約元本額	182, 320, 488円
元本の内訳	
ファンド名	
新光7資産バランスファンド	184, 139, 379円
ニュー トピックス インデックス (変額年金)	36, 983, 148円
世界バランスファンド35VA (適格機関投資家私募)	194, 070, 470円
太陽財形株投 太陽一般財形 30	3, 166, 439円
太陽財形株投 太陽一般財形 50	8, 032, 119円
太陽財形株投 太陽年金・住宅財形 30	423, 508円
計	426, 815, 063円
2. 受益権の総数	426, 815, 063口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年2月2日 至 2024年2月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>
--------------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年2月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年2月1日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	24,833,110
合計	24,833,110

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年1月15日から2024年2月1日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2024年2月1日現在		
	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引			
先物取引			
買建	48,640,000	—	50,610,000
合計	48,640,000	—	1,970,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
 2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

		2024年2月1日現在
1口当たり純資産額		3,7685円
(1万口当たり純資産額)		(37,685円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年2月1日現在

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ニッスイ	600	818.90	491,340	
マルハニチロ	100	2,914.00	291,400	
雪国まいたけ	100	963.00	96,300	
サカタのタネ	100	3,610.00	361,000	
ホクト	100	1,792.00	179,200	
ショーボンドホールディングス	100	6,522.00	652,200	
ミライト・ワン	200	1,963.50	392,700	
住石ホールディングス	100	1,725.00	172,500	
I N P E X	2,200	2,039.00	4,485,800	
石油資源開発	100	6,040.00	604,000	
安藤・間	400	1,194.00	477,600	
東急建設	200	821.00	164,200	
コムシスホールディングス	200	3,208.00	641,600	
ビーアールホールディングス	200	373.00	74,600	
オリエンタル白石	300	367.00	110,100	
大成建設	400	5,327.00	2,130,800	
大林組	1,600	1,366.50	2,186,400	
清水建設	1,200	987.90	1,185,480	
飛島建設	100	1,503.00	150,300	
長谷工コーポレーション	400	1,923.00	769,200	
松井建設	100	833.00	83,300	
鹿島建設	1,000	2,632.00	2,632,000	
西松建設	100	4,033.00	403,300	
三井住友建設	400	408.00	163,200	
奥村組	100	5,200.00	520,000	
東鉄工業	100	3,025.00	302,500	
戸田建設	600	934.10	560,460	
熊谷組	100	3,820.00	382,000	

矢作建設工業	100	1,464.00	146,400	
ピーエス三菱	100	966.00	96,600	
日本ハウスホールディングス	300	301.00	90,300	
大東建託	200	17,085.00	3,417,000	
新日本建設	100	1,204.00	120,400	
日本道路	100	2,077.00	207,700	
日本国土開発	200	538.00	107,600	
東洋建設	100	1,295.00	129,500	
五洋建設	600	786.30	471,780	
世紀東急工業	100	1,895.00	189,500	
住友林業	400	4,353.00	1,741,200	
大和ハウス工業	1,200	4,487.00	5,384,400	
ライト工業	100	2,056.00	205,600	
積水ハウス	1,400	3,317.00	4,643,800	
日特建設	100	1,170.00	117,000	
ユアテック	100	1,229.00	122,900	
中電工	100	2,794.00	279,400	
関電工	300	1,601.00	480,300	
きんでん	300	2,635.00	790,500	
東京エネシス	100	1,040.00	104,000	
日本電設工業	100	2,002.00	200,200	
エクシオグループ	200	3,294.00	658,800	
九電工	100	5,617.00	561,700	
三機工業	100	1,904.00	190,400	
日揮ホールディングス	400	1,707.00	682,800	
高砂熱学工業	100	3,430.00	343,000	
NECネットエスアイ	200	2,414.00	482,800	
明星工業	100	1,174.00	117,400	
ダイダン	100	1,660.00	166,000	
ニッパン	100	2,272.00	227,200	
日清製粉グループ本社	400	2,102.00	840,800	
中部飼料	100	1,206.00	120,600	
フィード・ワン	100	899.00	89,900	
MIXI	100	2,516.00	251,600	
日本M&Aセンターホールディングス	700	894.20	625,940	
UTグループ	100	2,385.00	238,500	
ケアネット	100	737.00	73,700	
オープナップグループ	100	2,327.00	232,700	
コシダカホールディングス	100	946.00	94,600	
パソナグループ	100	2,732.00	273,200	
リンクアンドモチベーション	100	554.00	55,400	
エス・エム・エス	200	2,653.00	530,600	
パーソルホールディングス	4,600	239.90	1,103,540	
森永製菓	200	2,849.50	569,900	
江崎グリコ	100	4,327.00	432,700	
山崎製パン	300	3,551.00	1,065,300	
寿スピリッツ	200	1,985.50	397,100	
カルビー	200	3,096.00	619,200	
森永乳業	200	3,025.00	605,000	
ヤクルト本社	600	3,215.00	1,929,000	

明治ホールディングス	500	3,607.00	1,803,500	
雪印メグミルク	100	2,314.00	231,400	
プリマハム	100	2,432.00	243,200	
日本ハム	200	5,161.00	1,032,200	
丸大食品	100	1,689.00	168,900	
伊藤ハム米久ホールディングス	100	4,160.00	416,000	
システナ	700	298.00	208,600	
日鉄ソリューションズ	100	4,870.00	487,000	
綜合警備保障	800	797.20	637,760	
いちご	500	384.00	192,000	
日本駐車場開発	500	184.00	92,000	
コア	100	1,810.00	181,000	
カカクコム	300	1,659.50	497,850	
セントケア・ホールディング	100	976.00	97,600	
ルネサンス	200	922.00	184,400	
ディップ	100	2,585.00	258,500	
ベネフィット・ワン	200	2,095.00	419,000	
エムスリー	900	2,057.00	1,851,300	
アウトソーシング	300	1,739.00	521,700	
ディー・エヌ・エー	200	1,495.50	299,100	
博報堂DYホールディングス	600	1,162.00	697,200	
エスプール	200	307.00	61,400	
インフォマート	500	391.00	195,500	
サッポロホールディングス	100	6,818.00	681,800	
アサヒグループホールディングス	1,000	5,500.00	5,500,000	
キリンホールディングス	1,800	2,115.50	3,807,900	
宝ホールディングス	300	1,277.50	383,250	
オエノンホールディングス	200	368.00	73,600	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	300	2,030.50	609,150	
サントリー食品インターナショナル	300	4,849.00	1,454,700	
伊藤園	100	4,327.00	432,700	
日清オイリオグループ	100	4,540.00	454,000	
不二製油グループ本社	100	2,408.50	240,850	
J-オイルミルズ	100	2,067.00	206,700	
ローソン	100	8,634.00	863,400	
エービーシー・マート	200	2,592.50	518,500	
アスクル	100	2,029.00	202,900	
ゲオホールディングス	100	2,426.00	242,600	
アダストリア	100	3,440.00	344,000	
くら寿司	100	3,900.00	390,000	
エレマテック	100	1,761.00	176,100	
パルグループホールディングス	100	2,354.00	235,400	
エディオン	200	1,643.00	328,600	
サーラコーポレーション	100	797.00	79,700	
J P ホールディングス	100	474.00	47,400	
ひらまつ	100	261.00	26,100	
円谷フィールズホールディングス	100	1,759.00	175,900	
双日	500	3,481.00	1,740,500	
アルフレッサ ホールディングス	500	2,442.00	1,221,000	

キッコーマン	300	9,188.00	2,756,400	
味の素	1,000	6,012.00	6,012,000	
キューピー	200	2,634.50	526,900	
ハウス食品グループ本社	100	3,251.00	325,100	
カゴメ	200	3,827.00	765,400	
ニチレイ	200	3,628.00	725,600	
横浜冷凍	100	1,129.00	112,900	
東洋水産	200	8,140.00	1,628,000	
日清食品ホールディングス	600	4,776.00	2,865,600	
ロック・フィールド	100	1,626.00	162,600	
日本たばこ産業	2,600	3,903.00	10,147,800	
ファーマフーズ	100	1,004.00	100,400	
北の達人コーポレーション	300	225.00	67,500	
ユーチュレナ	300	691.00	207,300	
紀文食品	100	1,190.00	119,000	
スター・マイカ・ホールディングス	100	584.00	58,400	
片倉工業	100	1,759.00	175,900	
ヒューリック	1,000	1,627.50	1,627,500	
アルペン	100	2,036.00	203,600	
クオールホールディングス	100	1,788.00	178,800	
アルコニックス	100	1,408.00	140,800	
神戸物産	400	3,770.00	1,508,000	
ビックカメラ	300	1,377.00	413,100	
DCMホールディングス	200	1,381.00	276,200	
ペッパーフードサービス	100	95.00	9,500	
MonotaRO	700	1,399.50	979,650	
あい ホールディングス	100	2,496.00	249,600	
J. フロント リテイリング	600	1,368.00	820,800	
ドトール・日レスホールディングス	100	2,171.00	217,100	
マツキヨココカラ&カンパニー	900	2,717.00	2,445,300	
ZOZO	300	3,300.00	990,000	
物語コーポレーション	100	5,280.00	528,000	
三越伊勢丹ホールディングス	800	1,751.50	1,401,200	
東洋紡	200	1,092.00	218,400	
日清紡ホールディングス	300	1,216.00	364,800	
ダイワボウホールディングス	200	3,192.00	638,400	
日東紡績	100	5,030.00	503,000	
トヨタ紡織	200	2,442.00	488,400	
マクニカホールディングス	100	7,750.00	775,000	
ウエルシアホールディングス	200	2,518.00	503,600	
クリエイトSDホールディングス	100	3,220.00	322,000	
バイタルケースケー・ホールディングス	100	1,163.00	116,300	
八洲電機	100	1,319.00	131,900	
TOKAIホールディングス	300	1,001.00	300,300	
三洋貿易	100	1,306.00	130,600	
オイシックス・ラ・大地	100	1,380.00	138,000	
ネクステージ	100	2,231.00	223,100	
ジョイフル本田	100	1,962.00	196,200	
すかいらーくホールディングス	600	2,409.00	1,445,400	

綿半ホールディングス	100	1,484.00	148,400	
日本毛織	100	1,487.00	148,700	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	100	1,010.00	101,000	
野村不動産ホールディングス	200	3,907.00	781,400	
三重交通グループホールディングス	100	626.00	62,600	
サムティ	100	2,507.00	250,700	
ディア・ライフ	100	1,002.00	100,200	
プレサンスコーポレーション	100	1,676.00	167,600	
フージャースホールディングス	100	1,164.00	116,400	
オープンハウスグループ	200	4,641.00	928,200	
東急不動産ホールディングス	1,400	976.30	1,366,820	
飯田グループホールディングス	400	2,199.00	879,600	
帝国繊維	100	2,178.00	217,800	
日本コークス工業	500	124.00	62,000	
あさひ	100	1,300.00	130,000	
シップヘルスケアホールディングス	200	2,253.50	450,700	
セブン&アイ・ホールディングス	1,600	5,873.00	9,396,800	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	300	1,111.00	333,300	
ツルハホールディングス	100	11,485.00	1,148,500	
トリドールホールディングス	100	4,512.00	451,200	
帝人	400	1,341.50	536,600	
東レ	2,900	735.00	2,131,500	
クラレ	600	1,531.00	918,600	
旭化成	2,900	1,107.50	3,211,750	
トーカロ	100	1,533.00	153,300	
SUMCO	800	2,223.00	1,778,400	
コメダホールディングス	100	2,834.00	283,400	
アレンザホールディングス	100	1,108.00	110,800	
バロックジャパンリミテッド	100	820.00	82,000	
クスリのアオキホールディングス	100	3,162.00	316,200	
FOOD & LIFE COMPANIES	300	2,947.50	884,250	
セーレン	100	2,442.00	244,200	
小松マテーレ	100	820.00	82,000	
ワコールホールディングス	100	3,453.00	345,300	
ホギメディカル	100	3,550.00	355,000	
TSIホールディングス	200	685.00	137,000	
ワールド	100	1,745.00	174,500	
TIS	500	3,284.00	1,642,000	
グリー	100	578.00	57,800	
コーニーテクモホールディングス	300	1,787.00	536,100	
ポールトゥワインホールディングス	100	491.00	49,100	
ネクソン	1,000	2,306.00	2,306,000	
アイスタイル	100	406.00	40,600	
エムアップホールディングス	100	1,007.00	100,700	
コロプラ	200	628.00	125,600	
ブロードリーフ	200	624.00	124,800	
じげん	200	525.00	105,000	

フィックスターズ	100	1,681.00	168,100	
オプティム	100	952.00	95,200	
ティーガイア	100	2,023.00	202,300	
テクマトリックス	100	1,927.00	192,700	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	100	2,454.00	245,400	
GMOペイメントゲートウェイ	100	8,727.00	872,700	
インターネットイニシアティブ	200	2,906.00	581,200	
さくらインターネット	100	3,810.00	381,000	
e B A S E	100	745.00	74,500	
アバントグループ	100	1,405.00	140,500	
コムチュア	100	1,883.00	188,300	
王子ホールディングス	1,900	574.70	1,091,930	
日本製紙	300	1,356.00	406,800	
北越コーポレーション	200	1,419.00	283,800	
大王製紙	200	1,129.50	225,900	
メディカル・データ・ビジョン	100	631.00	63,100	
ラクス	200	2,470.50	494,100	
レンゴー	400	950.00	380,000	
チェンジホールディングス	100	1,339.00	133,900	
マクロミル	100	785.00	78,500	
マネーフォワード	100	5,704.00	570,400	
レゾナック・ホールディングス	400	2,927.50	1,171,000	
住友化学	3,100	328.30	1,017,730	
日産化学	200	5,842.00	1,168,400	
石原産業	100	1,586.00	158,600	
東ソー	600	1,899.00	1,139,400	
トクヤマ	100	2,254.00	225,400	
東亞合成	200	1,476.00	295,200	
関東電化工業	100	890.00	89,000	
デンカ	200	2,567.50	513,500	
イビデン	200	7,567.00	1,513,400	
信越化学工業	4,000	5,810.00	23,240,000	
第一稀元素化学工業	100	967.00	96,700	
エア・ウォーター	400	1,941.50	776,600	
日本酸素ホールディングス	400	3,754.00	1,501,600	
日本パーカライジング	200	1,200.00	240,000	
高圧ガス工業	100	860.00	86,000	
四国化成ホールディングス	100	1,836.00	183,600	
日本触媒	100	5,520.00	552,000	
カネカ	100	3,565.00	356,500	
協和キリン	500	2,310.00	1,155,000	
A P P I E R G R O U P	200	1,700.00	340,000	
三菱瓦斯化学	300	2,393.00	717,900	
三井化学	400	4,353.00	1,741,200	
J S R	500	4,015.00	2,007,500	
東京応化工業	300	3,407.00	1,022,100	
三菱ケミカルグループ	3,100	888.10	2,753,110	
K H ネオケム	100	2,286.00	228,600	
ダイセル	600	1,443.00	865,800	

住友ベークライト	100	7,337.00	733,700	
積水化学工業	900	2,113.50	1,902,150	
日本ゼオン	300	1,328.50	398,550	
アイカ工業	100	3,508.00	350,800	
U B E	200	2,421.00	484,200	
積水樹脂	100	2,557.00	255,700	
タキロンシーアイ	100	651.00	65,100	
リケンテクノス	100	933.00	93,300	
積水化成品工業	100	468.00	46,800	
ダイキヨーニシカワ	100	741.00	74,100	
日本化薬	300	1,272.50	381,750	
カーリットホールディングス	100	962.00	96,200	
プレステージ・インターナショナル	200	598.00	119,600	
プロトコードレーション	100	1,330.00	133,000	
アミューズ	100	1,596.00	159,600	
野村総合研究所	1,000	4,225.00	4,225,000	
電通グループ	500	3,890.00	1,945,000	
インテージホールディングス	100	1,754.00	175,400	
シーティーエス	100	725.00	72,500	
インフォコム	100	2,430.00	243,000	
メディカルシステムネットワーク	100	620.00	62,000	
トリケミカル研究所	100	3,655.00	365,500	
シンプレクス・ホールディングス	100	2,628.00	262,800	
ラクスル	100	1,145.00	114,500	
メルカリ	300	2,366.50	709,950	
A D E K A	200	2,853.00	570,600	
日油	100	6,656.00	665,600	
S a n s a n	200	1,400.00	280,000	
花王	1,000	5,830.00	5,830,000	
メドレー	100	4,590.00	459,000	
J M D C	100	3,850.00	385,000	
武田薬品工業	3,900	4,306.00	16,793,400	
アステラス製薬	3,800	1,692.00	6,429,600	
住友ファーマ	300	354.00	106,200	
塩野義製薬	600	7,118.00	4,270,800	
日本新薬	100	5,189.00	518,900	
中外製薬	1,500	5,310.00	7,965,000	
科研製薬	100	3,500.00	350,000	
エーザイ	500	6,934.00	3,467,000	
ロート製薬	400	3,038.00	1,215,200	
小野薬品工業	900	2,525.50	2,272,950	
久光製薬	100	4,181.00	418,100	
持田製薬	100	3,320.00	332,000	
参天製薬	800	1,473.00	1,178,400	
ツムラ	100	2,695.50	269,550	
テルモ	1,400	5,015.00	7,021,000	
H. U. グループホールディングス	100	2,775.50	277,550	
キッセイ薬品工業	100	3,155.00	315,500	
生化学工業	100	768.00	76,800	
栄研化学	100	1,943.00	194,300	

J C R ファーマ	200	1,062.00	212,400	
東和薬品	100	2,620.00	262,000	
ゼリア新薬工業	100	2,042.00	204,200	
そせいグループ	100	1,422.00	142,200	
第一三共	3,800	4,650.00	17,670,000	
杏林製薬	100	1,777.00	177,700	
大塚ホールディングス	900	5,737.00	5,163,300	
大正製薬ホールディングス	100	8,599.00	859,900	
ペプチドリー	200	1,256.00	251,200	
大日本塗料	100	1,178.00	117,800	
日本ペイントホールディングス	2,400	1,163.50	2,792,400	
関西ペイント	400	2,467.00	986,800	
中国塗料	100	1,991.00	199,100	
太陽ホールディングス	100	3,235.00	323,500	
D I C	200	2,745.00	549,000	
サカタインクス	100	1,432.00	143,200	
a r t i e n c e	100	2,769.00	276,900	
サニックス	100	292.00	29,200	
日本空調サービス	100	925.00	92,500	
オリエンタルランド	2,300	5,500.00	12,650,000	
フォーカスシステムズ	100	1,050.00	105,000	
ダスキン	100	3,432.00	343,200	
パーク24	300	1,922.00	576,600	
明光ネットワークジャパン	100	718.00	71,800	
フジ・メディア・ホールディングス	400	1,760.00	704,000	
ラウンドワン	500	652.00	326,000	
リゾートトラスト	200	2,575.00	515,000	
オービック	100	22,795.00	2,279,500	
ジャストシステム	100	3,070.00	307,000	
L I N E ヤフー	6,200	460.60	2,855,720	
ビー・エム・エル	100	2,890.00	289,000	
トレンドマイクロ	200	8,359.00	1,671,800	
リソー教育	300	241.00	72,300	
日本オラクル	100	11,725.00	1,172,500	
フューチャー	100	1,762.00	176,200	
ユー・エス・エス	500	2,797.50	1,398,750	
オービックビジネスコンサルタント	100	7,062.00	706,200	
アイティフォー	100	1,209.00	120,900	
サイバーエージェント	1,000	994.50	994,500	
楽天グループ	3,800	624.20	2,371,960	
S B I グローバルアセットマネジメント	100	718.00	71,800	
大塚商会	200	6,218.00	1,243,600	
サイボウズ	100	2,184.00	218,400	
セントラルスポーツ	100	2,502.00	250,200	
電通総研	100	5,570.00	557,000	
A C C E S S	100	796.00	79,600	
デジタルガレージ	100	3,525.00	352,500	
イーエムシステムズ	100	698.00	69,800	
C I J	100	770.00	77,000	

WOWOW	100	1,151.00	115,100	
スカラ	100	760.00	76,000	
フルキャストホールディングス	100	1,788.00	178,800	
エン・ジャパン	100	2,738.00	273,800	
あすか製薬ホールディングス	100	1,979.00	197,900	
サワイグループホールディングス	100	5,644.00	564,400	
富士フィルムホールディングス	800	9,349.00	7,479,200	
コニカミノルタ	1,000	404.30	404,300	
資生堂	900	4,096.00	3,686,400	
ライオン	600	1,297.00	778,200	
マンダム	100	1,291.00	129,100	
ミルボン	100	3,544.00	354,400	
ファンケル	200	2,365.00	473,000	
コーヤー	100	9,558.00	955,800	
コタ	100	1,599.00	159,900	
ポーラ・オルビスホールディングス	200	1,530.50	306,100	
エステー	100	1,544.00	154,400	
コニシ	200	1,364.00	272,800	
長谷川香料	100	3,335.00	333,500	
小林製薬	100	6,725.00	672,500	
荒川化学工業	100	1,097.00	109,700	
タカラバイオ	100	1,241.00	124,100	
J C U	100	3,740.00	374,000	
デクセリアルズ	100	4,277.00	427,700	
北興化学工業	100	1,023.00	102,300	
クミアイ化学工業	200	840.00	168,000	
日本農薬	100	699.00	69,900	
ニチレキ	100	2,516.00	251,600	
富士石油	200	379.00	75,800	
出光興産	2,300	825.20	1,897,960	
ENEOSホールディングス	6,800	598.90	4,072,520	
コスモエネルギーホールディングス	100	6,169.00	616,900	
テスホールディングス	100	446.00	44,600	
インプロニア・ホールディングス	500	1,536.50	768,250	
横浜ゴム	200	3,501.00	700,200	
TOYO TIRE	300	2,468.00	740,400	
ブリヂストン	1,400	6,334.00	8,867,600	
住友ゴム工業	400	1,699.00	679,600	
住友理工	100	1,260.00	126,000	
三ツ星ベルト	100	4,900.00	490,000	
バンドー化学	100	1,764.00	176,400	
AGC	400	5,535.00	2,214,000	
日本板硝子	200	603.00	120,600	
有沢製作所	100	1,127.00	112,700	
日本電気硝子	200	3,285.00	657,000	
住友大阪セメント	100	3,704.00	370,400	
太平洋セメント	300	3,041.00	912,300	
アジアパイルホールディングス	100	789.00	78,900	
東海カーボン	400	1,032.00	412,800	
TOTO	300	3,809.00	1,142,700	

日本碍子	500	1,850.00	925,000	
日本特殊陶業	400	3,991.00	1,596,400	
品川リフラクトリーズ	100	2,067.00	206,700	
フジミインコーポレーテッド	100	2,998.00	299,800	
ニチアス	100	3,440.00	344,000	
日本製鉄	2,100	3,546.00	7,446,600	
神戸製鋼所	900	2,033.00	1,829,700	
中山製鋼所	100	874.00	87,400	
J F E ホールディングス	1,400	2,326.00	3,256,400	
東京製鐵	100	1,807.00	180,700	
共英製鋼	100	2,124.00	212,400	
大和工業	100	8,467.00	846,700	
中部鋼鈑	200	2,475.00	495,000	
大同特殊鋼	500	1,646.50	823,250	
大平洋金属	100	1,404.00	140,400	
新日本電工	300	286.00	85,800	
日本製鋼所	100	2,377.50	237,750	
大紀アルミニウム工業所	100	1,221.00	122,100	
日本軽金属ホールディングス	100	1,749.00	174,900	
三井金属鉱業	100	4,578.00	457,800	
三菱マテリアル	300	2,710.50	813,150	
住友金属鉱山	500	4,058.00	2,029,000	
DOWAホールディングス	100	5,063.00	506,300	
古河機械金属	100	1,925.00	192,500	
大阪チタニウムテクノロジーズ	100	2,778.00	277,800	
東邦チタニウム	100	1,941.00	194,100	
U A C J	100	4,110.00	411,000	
古河電気工業	200	2,713.00	542,600	
住友電気工業	1,700	1,951.50	3,317,550	
フジクラ	600	1,202.50	721,500	
SWCC	100	3,060.00	306,000	
タツタ電線	100	695.00	69,500	
いよぎんホールディングス	500	1,002.00	501,000	
しづおかフィナンシャルグループ	1,000	1,411.50	1,411,500	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	400	1,048.50	419,400	
楽天銀行	200	2,359.00	471,800	
京都フィナンシャルグループ	400	2,515.00	1,006,000	
リヨービ	100	2,753.00	275,300	
AREホールディングス	200	1,971.00	394,200	
東洋製罐グループホールディングス	300	2,344.50	703,350	
横河プリッジホールディングス	100	2,873.00	287,300	
三和ホールディングス	500	2,247.50	1,123,750	
文化シャッター	100	1,462.00	146,200	
三協立山	100	907.00	90,700	
アルインコ	100	1,085.00	108,500	
L I X I L	700	1,940.50	1,358,350	
ノーリツ	100	1,550.00	155,000	
長府製作所	100	2,110.00	211,000	
リンナイ	200	3,269.00	653,800	
ユニプレス	100	1,044.00	104,400	

日東精工	100	550.00	55,000	
岡部	100	807.00	80,700	
ジーテクト	100	1,844.00	184,400	
東プレ	100	2,165.00	216,500	
高周波熱鍊	100	1,061.00	106,100	
パイオラックス	100	2,513.00	251,300	
エイチワン	100	846.00	84,600	
日本発条	400	1,241.50	496,600	
三浦工業	200	2,725.00	545,000	
タクマ	100	1,774.00	177,400	
テクノプロ・ホールディングス	300	3,468.00	1,040,400	
ジャパンマテリアル	100	2,562.00	256,200	
ベクトル	100	1,171.00	117,100	
チャーム・ケア・コーポレーション	100	1,201.00	120,100	
バリューHR	100	1,411.00	141,100	
シグマクシス・ホールディングス	100	1,391.00	139,100	
イルグループ	100	1,203.00	120,300	
リクルートホールディングス	3,200	5,927.00	18,966,400	
エラン	100	1,073.00	107,300	
ツガミ	100	1,194.00	119,400	
アマダ	700	1,605.00	1,123,500	
アイダエンジニアリング	100	831.00	83,100	
F U J I	200	2,515.50	503,100	
オーエスジー	200	2,036.00	407,200	
旭ダイヤモンド工業	100	867.00	86,700	
DMG森精機	300	2,963.50	889,050	
ソディック	100	702.00	70,200	
ディスコ	200	40,000.00	8,000,000	
日進工具	100	1,016.00	101,600	
日本郵政	5,200	1,405.00	7,306,000	
ベルシステム24ホールディングス	100	1,782.00	178,200	
ソラスト	200	564.00	112,800	
インソース	100	816.00	81,600	
豊田自動織機	400	12,570.00	5,028,000	
リケンN P R	100	2,750.00	275,000	
島精機製作所	100	1,425.00	142,500	
オプトラン	100	1,706.00	170,600	
ヤマシンフィルタ	100	326.00	32,600	
日阪製作所	100	980.00	98,000	
やまびこ	100	1,677.00	167,700	
ナブテスコ	300	2,814.50	844,350	
三井海洋開発	100	2,265.00	226,500	
レオン自動機	100	1,543.00	154,300	
SMC	100	82,280.00	8,228,000	
オイレス工業	100	2,135.00	213,500	
サトーホールディングス	100	2,160.00	216,000	
技研製作所	100	2,150.00	215,000	
日精樹脂工業	100	1,155.00	115,500	
小松製作所	2,100	4,134.00	8,681,400	
住友重機械工業	300	3,811.00	1,143,300	

日立建機	200	4,047.00	809,400	
日工	100	766.00	76,600	
井関農機	100	1,173.00	117,300	
TOWA	100	7,610.00	761,000	
クボタ	2,300	2,229.00	5,126,700	
東洋エンジニアリング	100	796.00	79,600	
月島ホールディングス	100	1,364.00	136,400	
新東工業	100	1,091.00	109,100	
アイチコーポレーション	100	1,183.00	118,300	
小森コーポレーション	100	1,266.00	126,600	
荏原製作所	200	9,260.00	1,852,000	
ダイキン工業	500	23,345.00	11,672,500	
オルガノ	100	6,120.00	612,000	
栗田工業	300	5,426.00	1,627,800	
椿本チエイン	100	4,285.00	428,500	
日機装	100	1,106.00	110,600	
レイズネクスト	100	1,562.00	156,200	
アネスト岩田	100	1,303.00	130,300	
ダイフク	800	2,869.00	2,295,200	
タダノ	300	1,190.50	357,150	
フジテック	100	3,726.00	372,600	
CKD	100	2,517.00	251,700	
平和	100	2,189.00	218,900	
SANKYO	100	9,074.00	907,400	
日本金銭機械	100	1,483.00	148,300	
竹内製作所	100	5,030.00	503,000	
アマノ	100	3,447.00	344,700	
JUKI	100	440.00	44,000	
ジャノメ	100	696.00	69,600	
プラザー工業	600	2,457.50	1,474,500	
マックス	100	3,240.00	324,000	
モリタホールディングス	100	1,534.00	153,400	
グローリー	100	3,054.00	305,400	
大和冷機工業	100	1,588.00	158,800	
セガサミーホールディングス	400	2,150.50	860,200	
TPR	100	1,992.00	199,200	
ホシザキ	300	5,318.00	1,595,400	
日本精工	800	804.80	643,840	
NTN	1,000	265.40	265,400	
ジェイテクト	400	1,344.50	537,800	
ミネベアミツミ	800	3,061.00	2,448,800	
日本トムソン	200	587.00	117,400	
THK	300	2,822.00	846,600	
イーグル工業	100	1,712.00	171,200	
キッソ	100	1,209.00	120,900	
日立製作所	2,200	11,785.00	25,927,000	
三菱電機	4,800	2,159.50	10,365,600	
富士電機	300	7,768.00	2,330,400	
安川電機	500	5,464.00	2,732,000	
シンフォニア テクノロジー	100	2,350.00	235,000	

明電舎	100	2,727.00	272,700	
P H C ホールディングス	100	1,525.00	152,500	
KOKUSAI E L E C T R I C	200	3,715.00	743,000	
ソシオネクスト	500	3,425.00	1,712,500	
ベイカレント・コンサルティング	300	3,391.00	1,017,300	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	200	2,209.00	441,800	
三櫻工業	100	843.00	84,300	
マキタ	500	3,865.00	1,932,500	
東芝テック	100	3,050.00	305,000	
マブチモーター	200	2,545.00	509,000	
ニデック	1,000	5,424.00	5,424,000	
ダブル・スコープ	100	741.00	74,100	
ヤーマン	100	1,010.00	101,000	
J V C ケンウッド	400	722.00	288,800	
大崎電気工業	100	684.00	68,400	
オムロン	300	6,611.00	1,983,300	
日東工業	100	4,040.00	404,000	
I D E C	100	2,920.00	292,000	
ジース・ユアサ コーポレーション	200	2,119.50	423,900	
日本電気	600	9,583.00	5,749,800	
富士通	400	21,080.00	8,432,000	
沖電気工業	200	1,043.00	208,600	
ルネサスエレクトロニクス	2,900	2,403.50	6,970,150	
セイコーホームズ	600	2,149.50	1,289,700	
ワコム	400	686.00	274,400	
アルパック	100	7,345.00	734,500	
ジャパンディスプレイ	2,000	20.00	40,000	
日本信号	100	944.00	94,400	
京三製作所	100	465.00	46,500	
能美防災	100	2,297.00	229,700	
エレコム	100	1,712.00	171,200	
パナソニック ホールディングス	5,100	1,382.00	7,048,200	
シャープ	800	980.00	784,000	
アンリツ	300	1,183.50	355,050	
富士通ゼネラル	100	2,145.00	214,500	
ソニーグループ	3,100	14,390.00	44,609,000	
T D K	700	7,850.00	5,495,000	
タムラ製作所	200	521.00	104,200	
アルプスアルパイン	400	1,084.00	433,600	
日本電波工業	100	1,188.00	118,800	
ホシデン	100	1,811.00	181,100	
ヒロセ電機	100	17,305.00	1,730,500	
日本航空電子工業	100	2,520.00	252,000	
T O A	100	1,144.00	114,400	
マクセル	100	1,587.00	158,700	
古野電気	100	2,079.00	207,900	
スミダコーポレーション	100	1,144.00	114,400	
横河電機	500	2,870.00	1,435,000	
アズビル	300	4,814.00	1,444,200	

日本光電工業	200	4,496.00	899,200	
堀場製作所	100	12,140.00	1,214,000	
アドバンテスト	1,400	5,943.00	8,320,200	
キーエンス	400	66,520.00	26,608,000	
シスメックス	400	7,909.00	3,163,600	
日本マイクロニクス	100	4,500.00	450,000	
デンソー	3,500	2,295.00	8,032,500	
コーセル	100	1,468.00	146,800	
オプテックスグループ	100	1,851.00	185,100	
レーザーテック	200	37,780.00	7,556,000	
スタンレー電気	300	2,769.00	830,700	
ウシオ電機	200	2,062.00	412,400	
日本電子	100	6,713.00	671,300	
カシオ計算機	300	1,262.00	378,600	
ファナック	2,200	4,003.00	8,806,600	
日本シイエムケイ	100	742.00	74,200	
大真空	100	905.00	90,500	
ローム	800	2,591.50	2,073,200	
浜松ホトニクス	400	5,801.00	2,320,400	
新光電気工業	200	5,442.00	1,088,400	
京セラ	2,600	2,159.00	5,613,400	
太陽誘電	200	3,588.00	717,600	
村田製作所	4,000	2,999.50	11,998,000	
双葉電子工業	100	506.00	50,600	
日東電工	300	12,775.00	3,832,500	
東海理化電機製作所	100	2,314.00	231,400	
ニチコン	100	1,274.00	127,400	
日本ケミコン	100	1,342.00	134,200	
KOA	100	1,512.00	151,200	
三井E&S	200	739.00	147,800	
日立造船	400	922.00	368,800	
三菱重工業	800	9,829.00	7,863,200	
川崎重工業	400	3,289.00	1,315,600	
I H I	300	2,759.50	827,850	
名村造船所	100	1,371.00	137,100	
アンビスホールディングス	100	2,680.00	268,000	
カーブスホールディングス	200	678.00	135,600	
フォーラムエンジニアリング	100	816.00	81,600	
三菱ロジスネクスト	100	1,510.00	151,000	
F P G	200	1,807.00	361,400	
全国保証	100	5,478.00	547,800	
めぶきフィナンシャルグループ	2,100	442.50	929,250	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	100	4,135.00	413,500	
九州フィナンシャルグループ	900	964.80	868,320	
かんぽ生命保険	400	2,709.00	1,083,600	
ゆうちょ銀行	4,600	1,530.00	7,038,000	
富山第一銀行	200	830.00	166,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	2,200	706.30	1,553,860	
西日本フィナンシャルホールディング	300	1,720.00	516,000	

ス				
プレミアグループ	100	1,775.00	177,500	
日産自動車	6,200	585.60	3,630,720	
いすゞ自動車	1,400	2,051.00	2,871,400	
トヨタ自動車	23,400	2,945.00	68,913,000	
日野自動車	700	489.10	342,370	
三菱自動車工業	1,600	472.60	756,160	
武藏精密工業	100	1,683.00	168,300	
日産車体	100	967.00	96,700	
新明和工業	100	1,210.00	121,000	
極東開発工業	100	2,015.00	201,500	
曙ブレーキ工業	300	113.00	33,900	
タチエス	100	2,001.00	200,100	
NOK	200	1,957.50	391,500	
フタバ産業	100	914.00	91,400	
市光工業	100	583.00	58,300	
大同メタル工業	100	549.00	54,900	
プレス工業	200	650.00	130,000	
太平洋工業	100	1,477.00	147,700	
アイシン	300	5,593.00	1,677,900	
マツダ	1,600	1,802.00	2,883,200	
本田技研工業	10,500	1,644.50	17,267,250	
スズキ	800	6,845.00	5,476,000	
SUBARU	1,500	2,938.00	4,407,000	
ヤマハ発動機	2,000	1,394.50	2,789,000	
小糸製作所	500	2,230.00	1,115,000	
エクセディ	100	2,862.00	286,200	
ミツバ	100	1,089.00	108,900	
豊田合成	100	2,881.00	288,100	
愛三工業	100	1,426.00	142,600	
ヨロズ	100	957.00	95,700	
エフ・シー・シー	100	1,948.00	194,800	
シマノ	200	20,940.00	4,188,000	
ティ・エス テック	200	1,900.00	380,000	
三十三フィナンシャルグループ	100	1,927.00	192,700	
第四北越フィナンシャルグループ	100	4,080.00	408,000	
ひろぎんホールディングス	600	1,001.00	600,600	
十六フィナンシャルグループ	100	4,105.00	410,500	
プロクレアホールディングス	100	1,899.00	189,900	
あいちフィナンシャルグループ	100	2,617.00	261,700	
小野建	100	1,811.00	181,100	
ノジマ	100	1,692.00	169,200	
カッパ・クリエイト	100	1,771.00	177,100	
コンドーテック	100	1,220.00	122,000	
ナガイレーベン	100	2,379.00	237,900	
良品計画	500	2,253.50	1,126,750	
第一興商	200	2,013.00	402,600	
メディパルホールディングス	500	2,361.50	1,180,750	
アズワン	100	5,435.00	543,500	
ドウシシャ	100	2,169.00	216,900	

G-7ホールディングス	100	1,331.00	133,100	
イオン北海道	100	961.00	96,100	
コジマ	100	755.00	75,500	
コーナン商事	100	3,925.00	392,500	
ネットワンシステムズ	200	2,346.00	469,200	
ワタミ	100	1,011.00	101,100	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,000	3,183.00	3,183,000	
西松屋チェーン	100	2,144.00	214,400	
ゼンショーホールディングス	200	7,213.00	1,442,600	
日本ライフライン	100	1,333.00	133,300	
サイゼリヤ	100	5,080.00	508,000	
V T ホールディングス	200	529.00	105,800	
I DOM	100	883.00	88,300	
ユナイテッドアローズ	100	1,934.00	193,400	
ハイディ日高	100	3,010.00	301,000	
シークス	100	1,585.00	158,500	
コロワイド	200	2,354.00	470,800	
スギホールディングス	100	7,053.00	705,300	
島津製作所	600	4,060.00	2,436,000	
J M S	100	526.00	52,600	
スター精密	100	1,749.00	174,900	
東京精密	100	9,751.00	975,100	
マニー	200	2,061.00	412,200	
ニコン	600	1,447.50	868,500	
トプコン	200	1,750.00	350,000	
オリンパス	2,700	2,165.50	5,846,850	
S C R E E N ホールディングス	200	15,255.00	3,051,000	
HOYA	900	18,550.00	16,695,000	
A&Dホロンホールディングス	100	2,066.00	206,600	
朝日インテック	500	2,844.50	1,422,250	
キヤノン	2,200	4,034.00	8,874,800	
リコー	1,100	1,154.00	1,269,400	
シチズン時計	400	945.00	378,000	
メニコン	200	2,112.50	422,500	
スノーピーク	100	879.00	87,900	
パラマウントベッドホールディングス	100	2,677.00	267,700	
ニホンフラッシュ	100	937.00	93,700	
アートネイチャー	100	792.00	79,200	
バンダイナムコホールディングス	1,200	3,106.00	3,727,200	
SHOE I	100	1,950.00	195,000	
マーべラス	100	726.00	72,600	
パイロットコーポレーション	100	4,136.00	413,600	
エイベックス	100	1,420.00	142,000	
フジシールインターナショナル	100	1,763.00	176,300	
タカラトミー	200	2,385.00	477,000	
広済堂ホールディングス	100	720.00	72,000	
レック	100	1,050.00	105,000	
TOPPANホールディングス	500	3,999.00	1,999,500	
大日本印刷	500	4,183.00	2,091,500	

N I S S H A	100	1,621.00	162,100	
アシックス	400	4,486.00	1,794,400	
ニチハ	100	3,205.00	320,500	
エフピコ	100	2,776.00	277,600	
ヤマハ	300	3,224.00	967,200	
クリナップ	100	758.00	75,800	
ビジョン	300	1,619.50	485,850	
キングジム	100	874.00	87,400	
象印マホービン	100	1,436.00	143,600	
リンテック	100	2,809.00	280,900	
信越ポリマー	100	1,654.00	165,400	
イトーキ	100	1,518.00	151,800	
任天堂	2,700	8,310.00	22,437,000	
三菱鉛筆	100	1,981.00	198,100	
タカラスタンダード	100	1,906.00	190,600	
コクヨ	200	2,373.00	474,600	
ニフコ	100	3,878.00	387,800	
オカムラ	100	2,221.00	222,100	
伊藤忠商事	3,100	6,747.00	20,915,700	
丸紅	3,800	2,530.50	9,615,900	
スクロール	100	976.00	97,600	
ヨンドシーホールディングス	100	1,999.00	199,900	
長瀬産業	200	2,398.00	479,600	
豊田通商	400	9,650.00	3,860,000	
オンワードホールディングス	300	543.00	162,900	
三共生興	100	744.00	74,400	
兼松	200	2,312.00	462,400	
三井物産	3,400	6,062.00	20,610,800	
東京エレクトロン	900	27,640.00	24,876,000	
カメイ	100	1,953.00	195,300	
セイコーブループ	100	2,610.00	261,000	
山善	100	1,265.00	126,500	
住友商事	2,800	3,393.00	9,500,400	
B I P R O G Y	100	4,258.00	425,800	
三菱商事	8,900	2,561.50	22,797,350	
キヤノンマークティングジャパン	100	4,475.00	447,500	
阪和興業	100	5,330.00	533,000	
ニプロ	400	1,193.00	477,200	
岩谷産業	100	6,603.00	660,300	
アステナホールディングス	100	475.00	47,500	
三愛オブリ	100	1,697.00	169,700	
稻畑産業	100	3,185.00	318,500	
ゴールドワイン	100	9,820.00	982,000	
ユニ・チャーム	900	5,163.00	4,646,700	
デサント	100	3,445.00	344,500	
ワキタ	100	1,600.00	160,000	
東邦ホールディングス	100	3,213.00	321,300	
サンゲツ	100	3,245.00	324,500	
ミツウロコグループホールディングス	100	1,542.00	154,200	
伊藤忠エネクス	100	1,584.00	158,400	

サンリオ	100	6,169.00	616,900	
新光商事	100	1,216.00	121,600	
東陽テクニカ	100	1,447.00	144,700	
モスフードサービス	100	3,420.00	342,000	
木曽路	100	2,684.00	268,400	
S R S ホールディングス	100	1,206.00	120,600	
千趣会	100	300.00	30,000	
リテールパートナーズ	100	1,736.00	173,600	
上新電機	100	2,474.00	247,400	
日本瓦斯	200	2,264.00	452,800	
ロイヤルホールディングス	100	2,588.00	258,800	
チヨダ	100	897.00	89,700	
リンガーハット	100	2,443.00	244,300	
M r M a x HD	100	629.00	62,900	
A O K I ホールディングス	100	1,166.00	116,600	
オーワーク	100	882.00	88,200	
コメリ	100	3,340.00	334,000	
青山商事	100	1,771.00	177,100	
しまむら	100	16,270.00	1,627,000	
高島屋	300	2,067.50	620,250	
松屋	100	941.00	94,100	
エイチ・ツー・オー リテイリング	200	1,599.00	319,800	
丸井グループ	300	2,447.00	734,100	
クレディセゾン	300	2,739.50	821,850	
イオン	1,600	3,505.00	5,608,000	
イズミ	100	3,493.00	349,300	
平和堂	100	2,203.00	220,300	
フジ	100	1,967.00	196,700	
ゼビオホールディングス	100	986.00	98,600	
ケースホールディングス	300	1,334.50	400,350	
P A L T A C	100	4,572.00	457,200	
あおぞら銀行	300	2,557.00	767,100	
三菱U F J フィナンシャル・グループ	25,700	1,389.00	35,697,300	
りそなホールディングス	5,000	805.00	4,025,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	1,600	2,945.00	4,712,000	
三井住友フィナンシャルグループ	3,000	7,639.00	22,917,000	
千葉銀行	1,200	1,106.00	1,327,200	
群馬銀行	900	743.00	668,700	
武藏野銀行	100	2,790.00	279,000	
千葉興業銀行	100	862.00	86,200	
筑波銀行	300	255.00	76,500	
七十七銀行	100	3,545.00	354,500	
山形銀行	100	1,123.00	112,300	
東邦銀行	400	314.00	125,600	
ふくおかフィナンシャルグループ	400	3,657.00	1,462,800	
スルガ銀行	400	843.00	337,200	
八十二銀行	1,000	803.10	803,100	
山梨中央銀行	100	1,763.00	176,300	
大垣共立銀行	100	1,967.00	196,700	
福井銀行	100	1,718.00	171,800	

滋賀銀行	100	3,760.00	376,000	
南都銀行	100	2,669.00	266,900	
百五銀行	400	574.00	229,600	
紀陽銀行	200	1,673.00	334,600	
ほくほくフィナンシャルグループ	300	1,581.00	474,300	
山陰合同銀行	300	1,024.00	307,200	
四国銀行	100	1,018.00	101,800	
阿波銀行	100	2,481.00	248,100	
琉球銀行	100	1,166.00	116,600	
セブン銀行	1,300	307.50	399,750	
みずほフィナンシャルグループ	5,700	2,670.50	15,221,850	
山口フィナンシャルグループ	400	1,404.50	561,800	
みずほリース	100	5,340.00	534,000	
東京センチュリー	400	1,639.50	655,800	
S B I ホールディングス	600	3,639.00	2,183,400	
日本証券金融	200	1,565.00	313,000	
アイフル	700	371.00	259,700	
北洋銀行	700	378.00	264,600	
愛媛銀行	100	1,058.00	105,800	
京葉銀行	200	719.00	143,800	
栃木銀行	300	307.00	92,100	
東和銀行	100	628.00	62,800	
イオンフィナンシャルサービス	200	1,332.50	266,500	
アコム	800	376.10	300,880	
オリエントコーポレーション	200	1,052.00	210,400	
オリックス	2,600	2,816.50	7,322,900	
三菱H C キャピタル	1,900	1,047.00	1,989,300	
ジャフコ グループ	100	1,745.50	174,550	
トモニホールディングス	400	404.00	161,600	
大和証券グループ本社	3,200	1,018.00	3,257,600	
野村ホールディングス	7,100	808.80	5,742,480	
岡三証券グループ	400	704.00	281,600	
丸三証券	100	928.00	92,800	
東洋証券	100	340.00	34,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	500	566.00	283,000	
水戸証券	100	456.00	45,600	
いちよし証券	100	749.00	74,900	
松井証券	200	832.00	166,400	
S O M P O ホールディングス	700	7,650.00	5,355,000	
日本取引所グループ	1,100	3,323.00	3,655,300	
マネックスグループ	400	747.00	298,800	
極東証券	100	1,000.00	100,000	
岩井コスモホールディングス	100	2,117.00	211,700	
アイザワ証券グループ	100	1,255.00	125,500	
フィデアホールディングス	100	1,600.00	160,000	
池田泉州ホールディングス	600	350.00	210,000	
アニコム ホールディングス	200	579.00	115,800	
MS & AD インシュアランスグループ ホールディングス	1,000	6,068.00	6,068,000	

スパークス・グループ	100	1,767.00	176,700	
第一生命ホールディングス	2,100	3,144.00	6,602,400	
東京海上ホールディングス	4,300	3,884.00	16,701,200	
イー・ギャランティ	100	1,948.00	194,800	
T & Dホールディングス	1,200	2,375.00	2,850,000	
三井不動産	2,000	3,667.00	7,334,000	
三菱地所	2,800	2,016.00	5,644,800	
平和不動産	100	3,785.00	378,500	
東京建物	400	2,267.50	907,000	
京阪神ビルディング	100	1,448.00	144,800	
住友不動産	600	4,653.00	2,791,800	
テーオーシー	100	700.00	70,000	
レオパレス 2 1	400	409.00	163,600	
スターツコーポレーション	100	3,020.00	302,000	
フジ住宅	100	715.00	71,500	
空港施設	100	620.00	62,000	
リログループ	200	1,476.00	295,200	
日神グループホールディングス	100	523.00	52,300	
日本エスコン	100	1,018.00	101,800	
M I R A R T Hホールディングス	200	495.00	99,000	
イオンモール	200	1,833.00	366,600	
カチタス	100	1,816.00	181,600	
トーセイ	100	2,119.00	211,900	
サンフロンティア不動産	100	1,743.00	174,300	
F J ネクストホールディングス	100	1,247.00	124,700	
東武鉄道	500	3,909.00	1,954,500	
相鉄ホールディングス	200	2,724.00	544,800	
東急	1,200	1,729.50	2,075,400	
京浜急行電鉄	600	1,277.00	766,200	
小田急電鉄	700	2,242.00	1,569,400	
京王電鉄	200	4,309.00	861,800	
京成電鉄	300	6,773.00	2,031,900	
富士急行	100	4,300.00	430,000	
東日本旅客鉄道	800	8,797.00	7,037,600	
西日本旅客鉄道	500	6,316.00	3,158,000	
東海旅客鉄道	1,700	3,655.00	6,213,500	
西武ホールディングス	500	2,080.50	1,040,250	
鴻池運輸	100	1,970.00	197,000	
西日本鉄道	100	2,461.00	246,100	
近鉄グループホールディングス	400	4,556.00	1,822,400	
阪急阪神ホールディングス	600	4,507.00	2,704,200	
南海電気鉄道	200	2,887.00	577,400	
京阪ホールディングス	200	3,647.00	729,400	
名古屋鉄道	500	2,269.00	1,134,500	
ヤマトホールディングス	600	2,548.50	1,529,100	
山九	100	5,450.00	545,000	
センコーグループホールディングス	200	1,159.00	231,800	
ニッコンホールディングス	100	3,190.00	319,000	
セイノーホールディングス	200	2,162.50	432,500	
A Z - C O M丸和ホールディングス	100	1,496.00	149,600	

C & F ロジホールディングス	100	1,740.00	174,000	
日本郵船	1,400	5,100.00	7,140,000	
商船三井	1,000	5,317.00	5,317,000	
川崎汽船	400	7,071.00	2,828,400	
飯野海運	200	1,327.00	265,400	
九州旅客鉄道	300	3,303.00	990,900	
S G ホールディングス	700	1,904.50	1,333,150	
N I P P O N E X P R E S S ホールディングス	100	8,750.00	875,000	
日本航空	1,100	2,867.00	3,153,700	
A N A ホールディングス	1,200	3,309.00	3,970,800	
T R E ホールディングス	100	1,261.00	126,100	
K P P グループホールディングス	100	722.00	72,200	
三菱倉庫	100	4,538.00	453,800	
住友倉庫	100	2,696.00	269,600	
乾汽船	100	1,100.00	110,000	
日本トランシスティ	100	627.00	62,700	
中央倉庫	100	1,171.00	117,100	
大栄環境	100	2,485.00	248,500	
日本管財ホールディングス	100	2,628.00	262,800	
上組	200	3,431.00	686,200	
T B S ホールディングス	200	3,512.00	702,400	
日本テレビホールディングス	400	1,751.00	700,400	
朝日放送グループホールディングス	100	672.00	67,200	
テレビ朝日ホールディングス	100	1,781.00	178,100	
スカパーJ S A T ホールディングス	400	774.00	309,600	
ビジョン	100	1,147.00	114,700	
U S E N - N E X T H O L D I N G S	100	4,315.00	431,500	
日本通信	600	233.00	139,800	
日本電信電話	127,700	187.20	23,905,440	
K D D I	3,300	4,897.00	16,160,100	
ソフトバンク	6,900	1,976.00	13,634,400	
G M O インターネットグループ	200	2,657.50	531,500	
K A D O K A W A	200	3,094.00	618,800	
学研ホールディングス	100	1,004.00	100,400	
ゼンリン	100	869.00	86,900	
東京電力ホールディングス	3,900	754.50	2,942,550	
中部電力	1,600	1,942.00	3,107,200	
関西電力	1,700	1,939.50	3,297,150	
中国電力	800	988.00	790,400	
北陸電力	500	720.30	360,150	
東北電力	1,200	978.00	1,173,600	
四国電力	400	1,043.50	417,400	
九州電力	1,000	1,198.00	1,198,000	
北海道電力	400	664.20	265,680	
沖縄電力	100	1,101.00	110,100	
電源開発	400	2,528.00	1,011,200	
イーレックス	100	787.00	78,700	
レノバ	100	1,221.00	122,100	

東京瓦斯	900	3,429.00	3,086,100	
大阪瓦斯	900	3,109.00	2,798,100	
東邦瓦斯	200	2,983.00	596,600	
広島ガス	100	391.00	39,100	
西部ガスホールディングス	100	1,902.00	190,200	
静岡ガス	100	999.00	99,900	
メタウォーター	100	2,265.00	226,500	
東宝	200	4,823.00	964,600	
エイチ・アイ・エス	100	1,787.00	178,700	
N T T データグループ	1,200	2,116.00	2,539,200	
共立メンテナンス	100	6,061.00	606,100	
イチネンホールディングス	100	1,575.00	157,500	
AINホールディングス	100	4,807.00	480,700	
燐ホールディングス	100	1,131.00	113,100	
カナモト	100	2,824.00	282,400	
D T S	100	3,615.00	361,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	200	5,704.00	1,140,800	
シーアイシー	100	1,637.00	163,700	
カプコン	400	5,516.00	2,206,400	
日本空港ビルディング	200	5,890.00	1,178,000	
トランス・コスマス	100	3,085.00	308,500	
乃村工藝社	200	861.00	172,200	
ジャステック	100	1,365.00	136,500	
S C S K	300	2,726.50	817,950	
セコム	500	10,775.00	5,387,500	
アイネス	100	1,508.00	150,800	
丹青社	100	825.00	82,500	
マイテックグループホールディングス	200	3,100.00	620,000	
T K C	100	3,885.00	388,500	
富士ソフト	100	6,370.00	637,000	
船井総研ホールディングス	100	2,623.00	262,300	
N S D	200	2,805.00	561,000	
コナミグループ	200	8,846.00	1,769,200	
ベネッセホールディングス	200	2,607.50	521,500	
ナック	200	537.00	107,400	
ダイセキ	100	4,220.00	422,000	
トラスコ中山	100	2,497.00	249,700	
ヤマダホールディングス	1,500	448.60	672,900	
オートバックスセブン	200	1,628.50	325,700	
アークランズ	100	1,701.00	170,100	
ニトリホールディングス	200	19,495.00	3,899,000	
グルメ杵屋	100	1,095.00	109,500	
吉野家ホールディングス	200	3,307.00	661,400	
加藤産業	100	4,880.00	488,000	
イエローハット	100	1,860.00	186,000	
サガミホールディングス	100	1,547.00	154,700	
因幡電機産業	100	3,490.00	349,000	
アークス	100	2,968.00	296,800	
パローホールディングス	100	2,557.00	255,700	

ミスミグループ本社	700	2,488.00	1,741,600	
ファーストリティリング	200	39,030.00	7,806,000	
ソフトバンクグループ	2,200	6,399.00	14,077,800	
スズケン	200	4,598.00	919,600	
サンドラッグ	200	4,504.00	900,800	
ベルーナ	100	622.00	62,200	
合計	666,600		1,552,554,350	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期中間計算期間（2024年2月2日から2024年8月1日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年10月4日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている太陽財形株投 太陽一般財形 30の2024年2月2日から2024年8月1日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、太陽財形株投 太陽一般財形 30の2024年8月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年2月2日から2024年8月1日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【太陽財形株投 太陽一般財形 30】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第30期 2024年2月1日現在	第31期中間計算期間末 2024年8月1日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2, 244, 467	1, 639, 075
親投資信託受益証券	41, 478, 065	42, 272, 034
流動資産合計	43, 722, 532	43, 911, 109
資産合計	43, 722, 532	43, 911, 109
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21, 687	—
未払受託者報酬	19, 098	18, 940
未払委託者報酬	327, 791	325, 315
その他未払費用	192	224
流動負債合計	368, 768	344, 479
負債合計	368, 768	344, 479
純資産の部		
元本等		
元本	43, 375, 989	42, 945, 417
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△22, 225	621, 213
（分配準備積立金）	3, 704, 462	3, 570, 999
元本等合計	43, 353, 764	43, 566, 630
純資産合計	43, 353, 764	43, 566, 630
負債純資産合計	43, 722, 532	43, 911, 109

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第30期中間計算期間 自 2023年2月2日 至 2023年8月1日	第31期中間計算期間 自 2024年2月2日 至 2024年8月1日
営業収益		
受取利息	—	372
有価証券売買等損益	2,154,914	993,969
営業収益合計	2,154,914	994,341
営業費用		
支払利息	197	—
受託者報酬	18,531	18,940
委託者報酬	318,055	325,315
その他費用	241	224
営業費用合計	337,024	344,479
営業利益又は営業損失（△）	1,817,890	649,862
経常利益又は経常損失（△）	1,817,890	649,862
中間純利益又は中間純損失（△）	1,817,890	649,862
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	32,015	33,220
期首剩余金又は期首次損金（△）	△2,869,588	△22,225
剩余金増加額又は欠損金減少額	349,704	26,796
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	349,704	756
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	—	26,040
剩余金減少額又は欠損金増加額	59,485	—
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	—	—
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	59,485	—
分配金	—	—
中間剩余金又は中間欠損金（△）	△793,494	621,213

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第31期中間計算期間 自 2024年2月2日 至 2024年8月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第30期 2024年2月1日現在	第31期中間計算期間末 2024年8月1日現在
1. 期首元本額	48,317,119円	43,375,989円
期中追加設定元本額	3,361,863円	1,135,145円
期中一部解約元本額	8,302,993円	1,565,717円
2. 受益権の総数	43,375,989口	42,945,417口
3. 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,225円あります。	—

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第30期 2024年2月1日現在	第31期中間計算期間末 2024年8月1日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった	同左

場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第30期 2024年2月1日現在	第31期中間計算期間末 2024年8月1日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9995円 (9,995円)	1.0145円 (10,145円)

(参考)

当ファンドは、「太陽財形公社債 マザーファンド」受益証券及び「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

太陽財形公社債 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年8月1日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	12,444,289
国債証券	6,986,101
地方債証券	36,901,362
社債券	8,998,536
未収利息	58,032
前払費用	10,927
流動資産合計	65,399,247
資産合計	65,399,247
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	56,780,779
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	8,618,468
元本等合計	65,399,247
純資産合計	65,399,247
負債純資産合計	65,399,247

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年2月2日 至 2024年8月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年8月1日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	56, 173, 140円
同期中追加設定元本額	1, 302, 084円
同期中一部解約元本額	694, 445円
元本の内訳	
ファンド名	
太陽財形株投 太陽一般財形 30	26, 254, 636円
太陽財形株投 太陽一般財形 50	27, 043, 562円
太陽財形株投 太陽年金・住宅財形 30	3, 482, 581円
計	56, 780, 779円
2. 受益権の総数	56, 780, 779口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年8月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年8月1日現在
1口当たり純資産額 (1000口当たり純資産額)	1. 152円 (1, 152円)

ニュー トピックス インデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2024年8月1日現在

資産の部	
流动資産	
コール・ローン	64,019,992
株式	1,516,218,990
未収配当金	1,885,945
差入委託証拠金	3,060,128
流动資産合計	1,585,185,055
資産合計	1,585,185,055
負債の部	
流动負債	
派生商品評価勘定	940,660
前受金	1,070,000
流动負債合計	2,010,660
負債合計	2,010,660
純資産の部	
元本等	
元本	388,618,017
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,194,556,378
元本等合計	1,583,174,395
純資産合計	1,583,174,395
負債純資産合計	1,585,185,055

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年2月2日 至 2024年8月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年8月1日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	426, 815, 063円
同期中追加設定元本額	18, 078, 991円
同期中一部解約元本額	56, 276, 037円
元本の内訳	
ファンド名	
新光7資産バランスファンド	169, 841, 560円
ニュー トピックス インデックス (変額年金)	37, 185, 818円
世界バランスファンド35VA (適格機関投資家私募)	170, 990, 434円
太陽財形株投 太陽一般財形 30	2, 952, 133円
太陽財形株投 太陽一般財形 50	7, 272, 900円
太陽財形株投 太陽年金・住宅財形 30	375, 172円
計	388, 618, 017円
2. 受益権の総数	388, 618, 017口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年8月1日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	---

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2024年8月1日現在			評価損益（円）	
	契約額等（円）	時価（円）			
		うち 1年超	時価（円）		
市場取引					
先物取引					
買建	54,870,000	—	53,930,000	△940,000	
合計	54,870,000	—	53,930,000	△940,000	

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年8月1日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.0739円 (40,739円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年8月30日現在

I 資産総額	43, 272, 010円
II 負債総額	58, 217円
III 純資産総額 (I - II)	43, 213, 793円
IV 発行済数量	42, 564, 145口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	1. 0153円

(参考)

太陽財形公社債 マザーファンド

2024年8月30日現在

I 資産総額	63, 114, 425円
II 負債総額	0円
III 純資産総額 (I - II)	63, 114, 425円
IV 発行済数量	54, 784, 250口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	1. 152円

ニュー トピックス インデックス マザーファンド

2024年8月30日現在

I 資産総額	1, 592, 464, 674円
II 負債総額	1, 114, 000円
III 純資産総額 (I - II)	1, 591, 350, 674円
IV 発行済数量	389, 185, 921口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	4. 0889円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年8月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2024年8月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年8月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1, 455, 299, 141, 596
追加型株式投資信託	770	16, 616, 529, 639, 752
単位型公社債投資信託	21	30, 883, 481, 518
単位型株式投資信託	194	1, 065, 722, 864, 899
合計	1, 011	19, 168, 435, 127, 765

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメント0ne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)	
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金	33,770	41,183	
金銭の信託	29,184	28,143	
未収委託者報酬	16,279	19,018	
未収運用受託報酬	3,307	3,577	
未収投資助言報酬	283	315	
未収収益	15	6	
前払費用	1,129	1,510	
その他	2,377	2,088	
流動資産計	86,346	95,843	
固定資産			
有形固定資産		1,127	1,093
建物	※1	1,001	918
器具備品	※1	118	130
リース資産	※1	7	5
建設仮勘定		-	39
無形固定資産		5,021	4,495
ソフトウェア		3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定		1,651	1,543
電話加入権		2	0
投資その他の資産		9,768	8,935
投資有価証券		182	184
関係会社株式		5,810	4,447
長期差入保証金		775	768
繰延税金資産		2,895	3,406
その他		104	128
固定資産計	15,918	14,524	
資産合計	102,265	110,368	

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	95,739	102,113
運用受託報酬	16,150	17,155
投資助言報酬	2,048	2,211
その他営業収益	23	26
営業収益計	113,962	121,507
営業費用		
支払手数料	41,073	44,366
広告宣伝費	216	329
公告費	0	0
調査費	33,177	35,468
調査費	12,294	13,277
委託調査費	20,882	22,190
委託計算費	548	558
営業雑経費	733	823
通信費	36	36
印刷費	504	598
協会費	69	65
諸会費	29	44
支払販売手数料	92	78
営業費用計	75,749	81,545
一般管理費		
給料	10,484	10,763
役員報酬	168	164
給料・手当	9,199	9,425
賞与	1,115	1,173
交際費	17	34
寄付金	11	15
旅費交通費	128	162
租税公課	330	489
不動産賃借料	1,006	1,030
退職給付費用	437	412
固定資産減価償却費	1,388	1,567
福利厚生費	47	46
修繕費	1	1
賞与引当金繰入額	1,730	1,927
役員賞与引当金繰入額	48	52
機器リース料	0	0
事務委託費	4,074	3,379
事務用消耗品費	37	46
器具備品費	1	3
諸経費	334	240
一般管理費計	20,078	20,172
営業利益	18,135	19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	10		4	
受取配当金	※1 2,400		※1 899	
時効成立分配金・償還金	0		0	
雑収入	10		18	
時効後支払損引当金戻入額	24		35	
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損	3		19	
金銭の信託運用損	1,003		1,008	
早期割増退職金	24		6	
雑損失	47		0	
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益	4		—	
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損	12		6	
投資有価証券売却損	9		—	
関係会社株式評価損	584		1,362	
減損損失	—		※2 231	
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本									株主資本合計	
	資本剰余金			利益剰余金							
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573		
当期変動額											
剩余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360		
当期純利益							13,821	13,821	13,821		
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,461	1,461	1,461		
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034		

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剩余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金	繙越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点での収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行っています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券	—	1	—	—
その他有価証券(投資信託)				
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券	—	1	—	—
その他有価証券(投資信託)				
合計	91,923	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券	—	1	—	1
その他有価証券	—	29,186	—	29,186
資産計	—	29,186	—	29,186

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券	—	1	—	1
その他有価証券	—	28,145	—	28,145
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（百万円）

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額（一括償却資産）	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額（税法上）	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(調整)	(調整)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	<u>△0.06 %</u>	<u>△0.14 %</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円
---------------	----------

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	一千万円	一千万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	一千万円	一千万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円
(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。		
のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	一千万円	一千万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬（注）	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

（注）成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日） 及び 第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当はありません。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	7,474	未払手数料	1,579
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	13,932	未払手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	8,140	未払手数料	1,870
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	—	—	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	16,655	未払手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (うち普通株式) (うちA種種類株式)	40,000株 (24,490株) (15,510株)	40,000株 (24,490株) (15,510株)

(注1) A種種類株式は、剩余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

追加型証券投資信託
〔太陽財形株投 太陽一般財形 30〕 約 款

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の成長をはかることを目的として、安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

太陽財形公社債 マザーファンド受益証券およびニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として、太陽財形公社債 マザーファンド受益証券およびニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券への投資により、安定した収益の確保と売買益の獲得をはかります。

②ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%としたうえ、常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

(3) 投資制限

①ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

②株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

⑧有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行ないます。

⑨スワップ取引は、約款第20条の2の範囲で行ないます。

⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

ジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定いたします。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
〔太陽財形株投 太陽一般財形 30〕 約 款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、アセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

<信託の目的および金額>

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

<信託金の限度額>

第3条 委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による解約の日までとします。

<募集の方法>

第4条の2 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行ないます。

<当初の受益者>

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法>

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債

総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

＜信託日時の異なる受益権の内容＞

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

＜受益権の帰属と受益証券の不発行＞

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以後に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

＜受益権の設定にかかる受託者の通知＞

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

＜受益権の申込単位および価額＞

第11条 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める勤労者財産形成貯蓄約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができます。

②受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は、1口につき1円とします。

③第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き

換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第12条 (削除)

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第12条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第12条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第13条 (削除)

第14条 (削除)

第15条 (削除)

<運用の指図範囲>

第16条 委託者は、信託金を、第1号から第2号までのアセットマネジメントOne株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、第3号から第15号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものまたは外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものにより運用することの指図ができます。

1. 太陽財形公社債 マザーファンド（以下「公社債ファンド」といいます。）受益証券
2. ニュー トピックス インデックス マザーファンド（以下「株式ファンド」といいます。）受益証券
3. 株券または新株引受権証書
4. 国債証券
5. 地方債証券
6. 特別の法律により法人の発行する債券
7. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第4号から第8号までの証券または証書の性

質を有するもの

10. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 15. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第3号の証券または証書を以下「株式」といい、第4号から第7号までの証券および第9号の証券のうち第4号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ②委託者は、信託財産に属する株式ファンド受益証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券と株式ファンド受益証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券と株式ファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤第3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する株式ファンド受益証券の時価総額に株式ファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式と新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、第4項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する株式ファンド受益証券の時価総額に株式ファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の割合を乗じて得た額をいいます。

＜受託者の自己または利害関係人等との取引＞

- 第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。
- ②前項の取扱いは、第19条の2から第20条の2、第22条の2、第25条、第32条から第33条の2における委託者の指図による取引についても同様とします。

＜運用の基本方針＞

- 第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうようその指図を行ないます。

＜投資する株式等の範囲＞

- 第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

＜同一銘柄の株式等への投資制限＞

- 第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と株式ファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と株式ファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する株式ファンド受益証券の時価総額に株式ファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する株式ファンド受益証券の時価総額に株式ファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<信用取引の指図範囲>

第19条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

第20条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回

らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

＜スワップ取引の運用指図・目的・範囲＞

第20条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と株式ファンドおよび公社債ファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<投資する公社債の範囲>

第21条 委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金および償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではありません。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下本条において同じ。）の時価総額と公社債ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する公社債ファンド受益証券の時価総額に公社債ファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の割合を乗じて得た額をいいます。

<有価証券の貸付けの指図および範囲>

第22条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

<外貨建資産への投資制限>

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と公社債ファンドの信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する公社債ファンド受益証券の時価総額に公社債ファンドの信託財産純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約の指図>

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジの為、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<外貨建資産の円換算および予約為替の評価>

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

<デリバティブ取引等に係る投資制限>

第26条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第26条の3 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<信託業務の委託等>

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第28条 (削除)

<混藏寄託>

第29条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管

契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混載寄託できるものとします。

第30条 (削除)

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

<一部解約の請求および売却等の指図>

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約および解約の代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第33条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金の支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内。

③前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第36条 この信託の計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとします。また、初年度の計算期間は、平成6年2月4日から平成7年2月1日までとします。ただし、2月1日および2月2日のいずれかが休業日のとき、2月1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち2月1日に最も近い日とします。

<信託財産に関する報告>

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<信託事務の諸費用および監査報酬>

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の額>

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の145以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「利息等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②削除（H 7. 1. 25）

③毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰り越します。

第41条 削除（H12. 4. 1）

<収益分配金の再投資>

第42条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に交付されます。

②指定販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<償還金および一部解約金の支払い>

第43条 儻還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

②一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。

③前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所において行なうものとします。

④償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

<償還金の時効>

第44条 受益者が、信託終了による償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第45条 受託者は、収益分配金については第42条に規定する交付開始前に、償還金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第43条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<受益権の買取り>

第46条 指定販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

②受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう指定販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

③受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④指定販売会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することができます。

⑤前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

<信託契約の一部解約>

第47条 受益者（前条の指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
- ⑥前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額とします。

<質権口記載または記録の受益権の取り扱い>

第47条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤委託者は、前項の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託

者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、前項の規定により、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

<反対者の買取請求権>

第53条の2 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

<公告>

第54条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

- 第1条 変更後の第40条および第41条の規定は、第1計算期間の翌期初より適用し、第1計算期間の決算処理後に株価変動準備金を分配準備積立金に繰り入れるものとします。
- 第2条 変更後の第39条第3項、第40条第1項および第41条第1項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第3条 第42条第3項および第43条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。
- 第4条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第15条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成6年2月4日

東京都中央区日本橋1丁目17番10号
委託者 太陽投信委託株式会社

大阪市中央区北浜4丁目5番33号
受託者 住友信託銀行株式会社

親投資信託
[太陽財形公社債 マザーファンド] 約款

運用の基本方針

約款第12条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保をめざします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

(3) 投資制限

①同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

③有価証券先物取引等は、約款第14条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は、約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

親投資信託
[ニュー トピックス インデックス マザーファンド] 約款

運用の基本方針

約款第15条に規定する運用の基本方針は次のとおり定めます。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果をめざした運用を行ないます。

2. 運用方針

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に採用されている（または採用予定の）銘柄を投資対象とします。

(2) 投資態度

①投資成果を東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きにできるだけ連動させるため、原則として東証株価指数（TOPIX）（配当込み）における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら当社独自のポートフォリオ構築モデルに従い、約200銘柄以上の株式に分散投資を行ないます。

②資金の流入出に伴う売買にあたっては、原則として東証株価指数（TOPIX）（配当込み）における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら、当社独自のポートフォリオ構築モデルに従い売買を行ないます。

③株式の組入比率は、高位を保ちます。

④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

⑤投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なるった受取金利または異なるった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

⑥株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③外貨建資産への投資は行ないません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。